

議 事 日 程 (第3号)

平成30年3月9日(金曜日) 午前10時 開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 一般質問
- 日程第3 議案第72号 下呂市北部学校給食センター改築工事(建築)請負契約の締結について
- 日程第4 議案第73号 下呂市北部学校給食センター改築工事(電気設備)請負契約の締結について
- 日程第5 議案第74号 下呂市北部学校給食センター改築工事(機械設備)請負契約の締結について
- 日程第6 議案第75号 下呂市北部学校給食センター改築工事(厨房設備)請負契約の締結について
- 日程第7 議案第76号 下呂市介護保険法に基づく指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に係る基準に関する条例について
- 日程第8 議案第77号 下呂市介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第78号 下呂市介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第79号 下呂市介護保険法に基づく指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例について

出席議員(13名)

議長	伊藤 厳 悟	1番	尾 里 集 務
2番	中 島 ゆき子	3番	田 中 副 武
4番	今 井 政 良	5番	今 井 政 嘉
6番	各 務 吉 則	7番	宮 川 茂 治
8番	中 島 博 隆	11番	吾 郷 孝 枝
12番	中 島 新 吾	13番	中 島 達 也
14番	中 野 憲太郎		

欠席議員(1名)

10番 一 木 良 一

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

市 長	服 部 秀 洋	副 市 長	村 山 鏡 子
教 育 長	大 屋 哲 治	会 計 管 理 者	山 中 昌 弘
総 務 部 長	星 屋 昌 弘	市 長 公 室 長	桂 川 国 男
理事兼公の施設、 債権管理対策監	二 村 尚 彦	健 康 福 祉 部 長	岡 崎 和 也
農 林 部 長	今 井 藤 夫	観 光 商 工 部 長	細 江 博 之
建 設 部 長	長 江 寛	生 活 部 長	二 村 忠 男
環 境 部 長	岩 佐 靖	理 事 兼 環 境 施 設 対 策 監	今 井 雅 彦
教 育 部 長	青 木 克 裕	消 防 長	田 口 伸 一
金 山 病 院 事 務 局 長	加 藤 宗 広	萩 原 振 興 事 務 所 長	大 坪 仁 文
小 坂 振 興 事 務 所 長	林 利 春	下 呂 振 興 事 務 所 長	齋 藤 和 弘
金 山 振 興 事 務 所 長	加 藤 和 男	馬 瀬 振 興 事 務 所 長	見 廣 誠

本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議 会 事 務 局 長	二 村 勝 浩	書 記	見 廣 洋 始
-------------	---------	-----	---------

◎開議の宣告

○議長（伊藤巖悟君）

おはようございます。御苦労さまです。

ただいまの出席議員は13人で、定足数に達しております。

なお、本日、10番 一木議員より欠席届が出ておりますので、了解をお願いいたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

なお、報道機関、広報「げろ」及び下呂ネットサービスより取材の申し込みがございますので、これを許可いたします。

◎会議録署名議員の指名

○議長（伊藤巖悟君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、5番 今井政嘉君、6番 各務吉則君を指名いたします。

最初に、昨日の一般質問において、4番 今井政良君から発言の訂正の申し出がありますので、これを許可いたします。

4番 今井政良君。

○4番（今井政良君）

昨日の一般質問の発言におきまして、2点について訂正をさせていただきます。

まず1点目としまして、平成30年度益田清風高校の募集人員300人に対し、2月22日現在の出願者数231人と発言しましたが、人数の中に独自人員をプラスした数字での発言でありましたので、訂正をさせていただきます。

訂正文。

平成30年度益田清風高校の募集人員240人に対し、2月22日現在の出願者数200人に訂正します。

2点目としまして、2017年4月1日現在の数字で、本年度の中学生卒業生316人と発言したつもりが、「中学生卒業生」の文面を入れた発言をしていませんでしたので、「中学生卒業生316人」と追加・訂正をしたいと思います。

よろしく申し上げます。まことに申しわけありませんでした。

○議長（伊藤巖悟君）

続いて、昨日の3番 田中副武君の一般質問に対する答弁で、健康福祉部長から発言の申し出がありますので、これを許可いたします。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（岡崎和也君）

議長に発言の許可をいただきましたので、昨日の田中副武議員の再質問の中で、答弁できなかった、ゲートキーパーについてお答えします。

ゲートキーパーとは、自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応、悩んでいる人に気づき声をかけ、話を聞いて必要な支援につなげ、見守ることができる人のことで、いわば命の門番とも位置づけられる人のことです。東尋坊で自殺防止に取り組むNPO法人心に響く文集・編集局の理事長 茂幸雄さん、事務局長 川越みさ子さんなどがそれに該当するのではないかと思います。

下呂市においては、ゲートキーパーと呼ばれる活動をしてみえる方は現在いません。まずは、職員から意識づけを行うための養成講習を開催し、関係するあらゆる分野の人材と連携を図りながら、誰でもゲートキーパーとなれるよう研修等を行うことを計画の中で策定してまいりたいと考えます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

◎一般質問

○議長（伊藤巖悟君）

日程第2、一般質問を行います。

持ち時間は質問、答弁を含めて40分以内とし、簡潔・明瞭をお願いいたします。

それでは、通告書の順位のとおり発言を許可いたします。

11番 吾郷孝枝さん。

なお、資料配付とパネルの持ち込みを求められておりますので、これを許可いたします。

ただいまから資料配付をいたします。

〔資料配付〕

○11番（吾郷孝枝君）

おはようございます。

吾郷孝枝です。

今回の質問への答弁は、一括でお願いいたします。

最初に、命と健康を守る国保への取り組みについて質問をいたします。

4月から下呂市国保が岐阜県国保に移行しますが、国保は、低所得者が多く加入する医療保険なのに、保険料が高いという、国保の構造問題が解決されないまま市から県へ移るわけです。

国保の構造問題とは、全国的に国保加入者の構成が年金者や非正規労働者で8割を占めるなど低所得者の割合が多くなったことと、国保世帯の貧困化が進んでいる問題です。

こちらのグラフをごらんください。

国保世帯主の職業構成の変化を、これはあらわしております。

一番上の1965年は、農林水産業が42%、次に自営業が25%、非正規雇用者が19%、年金者など無職が6%余りだったのが、2010年前後から年金生活者などの無職4割、パートなど非正規労働

者が3割、農業や自営で2割と大きく変化をしております。

次に、もう一つグラフがありますのでそれも見てください。

こちらのグラフ、これは、青の折れ線は国保世帯の全国平均所得、赤色は1人当たりの保険料です。

平均所得は、90年代前半の276万円をピークに下がり続け、2015年には139万円と、ピーク時の半分近くに落ち込んでいます。国保税の1人当たりの保険料は、80年代が3から4万円、90年代は六、七万円、2000年代以降は8万円から9万円と急速に上がり続けてきました。国保の平均所得が80年代の水準まで下がっているのに対し、保険税は上がり続けています。県内の低所得保険税割引世帯は、国保全体の57%を占め、下呂市においても53%と半数以上に上っています。

もう一つ、グラフを掲げます。

もう一枚のこちらのグラフは、国保総収入に占める国庫支出の割合を示したものです。

国が地方自治体に対し提供するお金の割合は、1980年57%だったのが、2015年には23%にまで減ってきました。これが、国保税負担が過重になっている大きな原因です。

このように、加入世帯の貧困化と国の予算抑制が同時並行で進む中、高過ぎる国保税を払えない滞納世帯は15%を超え、6軒に1軒は払えない状況が続いています。国保加入者の所得が改善しないもとでの国保料の重い負担は、生活をますます圧迫しています。下呂市においても滞納世帯は昨年4月1日時点で577世帯、12%を占め、8軒に1軒が滞納しているような状況です。

県へ納める納付金が決まっても、市民からどれだけ国保税を集めるかは、市民の生活実態を考慮して下呂市独自で決めることができます。今、市民にとって負担の重い国保税の引き下げに、どれだけでも力を尽くすべきです。市ができることで、国保基金の活用、医療費無料化を現在の中学卒業までから高校生まで拡大することで、窓口負担の軽減ができます。また、子供にかかる均等割を、現在実施されている3番目の子からは無料とされたように、第1子、第2子も同様に軽減するなど、市独自でもやれることはあるはずです。

次に、病気の予防と健康づくりでは、国民健康保険事業には医療にかかわるものだけでなく、健康増進のための事業推進もあります。国民保健の向上のために、いかに工夫し実践していくかが大切です。

まず、提案としてですが、病気予防、健康づくりで前期高齢者などにプール割引券を配付して、市内各地域にある温水プールの積極的活用を奨励してはどうでしょうか。

経済格差が健康格差につながると言われる昨今です。住民健診をどれだけでも軽減し、市民が受診しやすくすることは受診率向上にもつながると思います。現在、住民健診を受けると、特定健診とがん検診で4,000円もかかってしまいます。せつかくのがん検診もやめておこうかなということになりかねません。まずは特定健診の自己負担を、近隣自治体と同じように半額にすることです。また、健診項目をふやし、住民健診のメリットを高めることは、受診率向上につながると思います。特に、本人の初期自覚症状がない緑内障や骨粗鬆症、新生児と高齢者の難聴検査など積極的な施策を実施すべきではないでしょうか。

2つ目の質問に入ります。

第7期介護保険事業計画は、深刻化する介護の不安に応えられるのか、このことについて質問します。

2000年にスタートした介護保険制度は、家族の介護負担を軽減し、高齢者介護を社会全体で支えることを目的としてつくられたはずですが。しかし、利用料が高過ぎたり、保険だけでは十分なサービスが受けられないため、結局は家族が経済的、身体的な負担を強いられ、要介護者と家族がともに貧困に陥る共倒れが問題となっています。今、国の方向は、介護保険をますます使えない制度に変質させ、制度を空洞化させる改悪の連続です。これでは、国民の困難と不安は増大するばかりです。

これまで国は、特養ホームの増設を抑え、有料老人ホームやサービスつき高齢者住宅など、利用料が高くて低所得者は利用できない施設の整備ばかりを応援してきました。また、病院のベッド削減や入院患者の追い出しを推進し、特養と並ぶ老人保健施設についても入所後3カ月での退所を徹底してきました。こうした政策のもと、介護難民と呼ばれる、行き場が見つからない要介護者がふえ続けています。それは、低所得の人や要介護度の重い人の最後の受け皿となる施設、特養ホームが不足しているからです。今後も要介護の高齢者はふえ続け、2020年から2030年代、人口に占める要介護者の割合はピークを迎えると予想されています。特に、団塊の世代が全て75歳以上になる2025年問題への対応として、今から計画的な体制整備を進めていく必要があると思います。

下呂市でことしから始まる介護の担い手不足の解消に向けた取り組みと同時に、受け皿となる特養施設の整備・増床は同時進行で進める必要があるのではないのでしょうか。下呂市では、この10年間、特養ホームの施設が増設、増床されていません。今後3年間の第7期介護保険事業計画にも、特養の増床は考えていないと答弁されています。このような特養増床ゼロの計画で、介護サービスの提供体制が不足とならないか心配です。大丈夫なんですか。

2番目に、下呂市の高齢者世帯4,000のうち、独居世帯は約2,100世帯で53%を占め、年々増加しています。要介護1、2の人は、特養ホームにも入れず行き場のない介護難民となるおそれもあります。親の介護のために仕事をやめざるを得ない介護離職は、全国で年間10万人を超えています。私も会社経営の人から、ベテラン事務員が親の介護でやめてしまう。介護離職、何とかしてほしいと言われました。在宅であっても必要な介護サービスが受けられるよう、きめ細かな訪問介護の充実が求められます。その対策について、市の考えをお聞きします。

3番目に、国の介護サービスの見直しで、要支援1、2の訪問介護や通所介護を保険給付から外し、新総合事業へと移行されました。しかし、全国的に起こっている問題は、30年度の事業委託の更新を断る事業所がことし2月時点で250を超えており、3月さらにふえると見込まれていることです。原因は、要支援の事業報酬はさらに低くて採算がとれない。担い手が確保できないなどが主な理由です。

下呂市では、29年3月から新総合事業を担うのは、これまでと同様の事業者になし委託され

ています。要支援1、2の在宅介護の中心は、ホームヘルプとデイサービスです。国は、在宅介護サービスの稼ぎ頭であるデイサービスの介護報酬を、またしても減額する方針です。介護サービスの提供体制が安定・継続されるためには、事業者への財政的支援も必要ではないでしょうか。市ではどのような対策をとられるんですか。

4番目に、人手不足の根本解決に向け、介護・福祉労働者の離職問題、職場環境、処遇改善に、市として一層の支援が必要です。せっかく介護資格を取っても、介護の職場ではなくほかの職種に就職したり一年足らずでやめていく人も多く、介護職が定着しにくいなど依然として人手不足は深刻です。介護・福祉労働者の平均賃金は、全産業平均を1カ月で10万円近く下回り、長時間労働や劣悪な労働環境などで職場の離職問題が深刻化しています。ベッドはあいているのに、人手不足で入所を受け入れられないという、こういった事態も広がっています。施設、マンパワーの両方の不足により、介護サービスの提供が追いつかないのが現状です。市として、できる限りの支援をしていく必要があります。それには、介護・福祉労働者の労働条件の改善が、保険料の引き上げに連動することなく、確実に介護・福祉労働者の賃金アップを図れるよう、今ある介護保険基金3億円の活用や、一般会計からの繰り入れなどで対応することが今後は必要になってきます。同時に、人員配置基準の見直しや長時間過密労働を是正し、介護施設や事業所が人員を確保できるよう下呂市独自の支援を行うなど、介護現場の人材不足の解消のためにあらゆる施策を動員することが必要ではないでしょうか。

以上、大きく2点に御答弁ください。

○議長（伊藤巖悟君）

それでは、順次答弁をお願いいたします。

市長。

○市長（服部秀洋君）

それでは、始めの、命と健康を守る国保の取り組みについて、答弁をさせていただきます。

議員の御指摘がございましたように、医療保険制度の中でも国民健康保険制度は最後の受け皿であるとともに、被保険者には所得が少なく高齢者が多いという構造的な問題も抱えておるところでございます。こういった問題の中、国民皆保険制度を堅持していくという目的のため、保険者に都道府県を加える国保制度改革がスタートをするわけでございます。

今回の制度改正によりまして、市は県に対し納付金を納める形となります。この納付金は、下呂市のような医療費が高い自治体にとっては、どうしてもそのリスクが高くなってまいります。そうした中、市では国保会計の繰越金や基金を活用し、被保険者の皆さんの御負担を少しでも抑えた税改正の議案を今回上程させていただいておるところでございますが、今後の国保会計を継続させるためには、一部増税となる部分は避けては通れません。それでも、県の示す標準税率から見ればかなり抑えた金額となりますので、市民の皆さんの御理解を賜りたいと思っております。

また、医療費、そもそもこれを抑えるための健康に関して、新年度もいろいろな事業に取り組むところでございます。健診項目についても、下呂市はほかの自治体と比べて、本当にかなり多

く、詳細にわたっておると思いますし、今回からまた、尿中の塩分測定も新たに加えたところでございます。こういった減塩意識を持っていただくことによりまして、腎臓病等病気にかからないような対策、また根本には、やはり自分の命は自分で守っていただくという意識づけを多くの市民の皆さんに持っていただくための健康ポイントの付与等考えておりますので、よろしく願いをいたします。

詳細につきましては、総務部長より答弁をさせていただきます。

○議長（伊藤巖悟君）

総務部長。

○総務部長（星屋昌弘君）

先ほど市長が申しました構造的な問題は、下呂市も深刻でございます。

被保険者約7,600人のうち65歳以上の方が過半数、52%を占め、所得が100万円以下の世帯も過半数、53%を占めるといったのが現状でございます。

こうした中、高額な先進医療、それから高価な薬剤の普及などから1人当たりの医療費は増加の一途をたどり、このままでは小規模な自治体などは財政運営が厳しく慢性的な赤字体質となることから、都道府県を財政運営の責任主体となり、国保財政を大きな組織で支えていこうというものがこの制度改革でございます。

新年度からは、下呂市国保が岐阜県国保の一保険者として位置づけられ、保険給付費は県が担うかわりに、下呂市は県が算定した給[※]付金を納めるということになります。下呂市の平成29年度の税率での1人当たりの保険税は、約11万1,000円でした。これは、医療分、後期高齢者支援分、介護納付分の合計でございます。県内でも1人当たりの医療費が大変高い当市は、平成30年度に県から通達された標準保険税率をそのまま採用した場合には、約12万1,000円となり、その差は1万円の増額となります。これをそのまま平成30年度の保険料とすることは被保険者にとりまして大変厳しいという現状から、繰越金から約8,500万円、国保基金から1,000万円を入れることで、今回の議案にあります新税率での保険税額では1人当たり約11万2,000円となり、今年度と比べ632円の増額に抑える案としております。

参考に、県の標準保険税率での税額は、県による激変緩和措置後の金額となっております。この措置がなければ1人当たり約12万5,000円となる見込みで、平成29年度との差は1万4,000円の増額となります。しかし、県の激変緩和措置も暫定的でございます。市の基金にも限りがある中、今後の納付金の動向を注視しながら急激な国保税の増額にならないよう、計画的に繰越金や国保基金を活用していきたいというふうに考えております。

次に、子供の医療費無料化についてですが、12月議会でも回答させていただきましたように、福祉医療費の対象年齢の拡大は早期に受診することでの重症化の予防ができる面もございますが、一方、安易に受診をし、医療費の高騰を招く要因にもなっております。こうした費用は全て市の単独事業であることから、財政への負担も大きく、実施については慎重に対応しなければならないと考えておるところでございます。

※ 後刻（P181）訂正発言あり

最後に、子供の均等割の軽減についてですが、下呂市国保では、多子世帯への子育て支援策として、先ほど議員も申し上げられましたように、第3子以降の子に係る均等割を軽減しております。これは、国保基金から軽減分を補填しているものですが、下呂市独自の施策であり、平成30年度以降も国保の財政状況が許す限り続けていきたいというふうに考えております。

私のほうからは以上でございます。

○議長（伊藤巖悟君）

健康福祉部長。

○健康福祉部長（岡崎和也君）

2の予防健康づくりの積極的な施策の関係でございます。

特定保健指導の対象者に、体を動かすことで異常値の改善を図るため、市内の運動施設の利用料の一部を補助しております。下呂市国保の特定健診では、生活習慣病の早期発見、早期の生活習慣の改善を目的に、国の基準、診察等の問診、身体計測、血液検査による脂質、肝機能など15項目に加え、総コレステロール検査、血清クレアチニン検査、尿潜血、血清尿酸、ヘモグロビンA1c、心電図検査、貧血検査及び眼底検査の8種類の検査を追加で実施しています。料金についても、平成28年度からは450円が必要となる選択検査であった心電図検査を全員実施に切りかえましたが、自己負担は値上げせず1,000円に据え置いています。さらに、平成30年度からは尿中塩分測定も加えますが、自己負担は据え置く予定としております。

特定健診の受診では、平成27年度に行ったアンケートで、どうすれば健診を受けるかとの問いに、自己負担が安ければと回答した方は15%でした。また、現状の健診について満足度を聞いた問いでは、満足度が高いほうでは、自己負担が安い28.7%、選択肢の中でも一番高く、満足度が低い、自己負担が高いは1.9%でした。

このことから、現状の自己負担額は健診を受けない理由としてはかなり低いことがうかがえますし、自分の健康は自分で守るという観点からも、ある程度自己負担を支払っていただくことはやむを得ないと考えます。

このように、下呂市国保としては、他市にはない多くの検査項目を低料金で受けていただく努力をしております。また、集団健診だけでなく、金山病院や下呂温泉病院など個別医療機関でも集団健診と同じ負担金で受診できるようにしており、受診機会の拡大にも努めております。

緑内障の検査については、6月定例会での一般質問でも回答させていただきましたが、特定健診に含まれる眼底検査は、50歳、55歳、60歳、65歳の節目年齢の方、または一定以上の異常数値が測定された方を対象に、高血圧や糖尿病など血管に影響の出る病気を検査する目的で実施しており、緑内障の早期発見にもつながっています。特定健診は、本来生活習慣病の早期発見や生活習慣の改善のきっかけづくりとして実施されているものですが、このように緑内障の早期発見につながる場合もあります。市民の皆さんには、確実に特定健診を受診していただきたいと思っております。

なお、市が実施する健康診断は、高齢化の進展や疾病構造の変化に伴い、健康寿命の延伸を目

的に生活習慣病やがんの予防を目的として貴重な財源を充てて実施している事業です。こうしたことから、現状では緑内障、骨粗鬆症、高齢者の難聴検査についての予定はございません。

次に、2番目の第7期介護保険事業計画の関係でございます。

特別養護老人ホームの増床については、昨年9月議会の一般質問で、第7期介護保険計画内で増床する考えがないことを明確にお伝えさせていただきました。現時点においても、その方針は変わりません。その理由としては、1つ目に、現在入所希望者では全ての一年以内に入所が実現しており、既に1年を超える待機者ゼロは実現しているのが現状です。また、現在の介護保険制度は、施設入所を中心とした考えではなく、いかに住みなれた地域で暮らし続けるかという、在宅を中心とした地域包括ケアシステムの構造に重点が置かれています。施設の増設というハード面の整備による待機者の解消だけでなく、介護予防や重度化防止、地域包括ケアシステムの構築により、待機者をふやさないということで待機者ゼロを目指すことが重要だと考えております。

2つ目に、市内の既存施設では、介護職員不足から満床で運用ができていない現状があります。今やるべきことは、介護人材の確保と既存施設の資源の有効活用です。議員におかれましては、新たな特別養護老人ホームの増設について平成23年12月から取り上げていただいておりますが、平成23年当時と待機状況が変化していること、介護予防や重度化防止、地域包括ケアシステムの構築、介護職員の確保など優先すべき課題があることを御認識いただき、第7期介護保険事業計画において特養増床の考えがないことについて御理解をお願いします。

2番目の質問でございます。

当市の高齢化率は、平成30年1月末時点で38.2%と過去最高を更新するとともに、ひとり暮らしの高齢者世帯は、平成29年度当初時点の数字ですが、2,122世帯、高齢者のみの世帯の割合も1,873世帯と年々上昇を続けております。第7期介護保険事業計画における要介護1及び2の認定者数の推計値も、平成30年度が926人、平成31年度が938人、平成32年度が1,003人と年々増加していく見込みとなっております。市としては、介護予防や重度化防止、地域包括ケアシステムの構築により、高齢者が可能な限り住みなれた地域で、その能力に応じ自立した日常生活ができるよう取り組みを進めているところです。

4番議員の質問の際にもお願いをお伝えさせていただきましたが、市として在宅介護者に対する身体的、精神的、経済的な負担軽減のための支援制度を充実させることは大切なことだと考えています。あわせて、地域においても要介護者や介護者が孤立していないかなど、地域の中で困っている人を通して考えていただくことがさらに大切なことではないかと思っております。地域においても、可能な範囲で要介護者や在宅介護者に対する日常生活の支援などを考えていただければ幸いです。

3番目の質問につきまして、市においても、新総合計画を含めた既存事業が安定的、継続的に提供されることが必要であると考え、平成30年度予算編成に向けてどのような視点で支援を行うべきかを検討しております。こうした中、市では、訪問介護事業を継続的、安定的に提供していただく支援策として、訪問介護推進事業を新たに創設、市内で訪問介護事業を提供する事業者に

対し助成を行うこととし、平成30年度予算で1,098万9,000円を予算計上しています。下呂市における高齢化の進展、高齢者のみの世帯増加に伴い、今後は特に、市内周辺部で高齢者の生活支援サービスの需要が高まることが予想されます。生活支援サービスの提供は、訪問介護事業、ホームヘルプサービスと組み合わせることが有効であると考えますが、市内の訪問介護事業は、スタッフ確保の難しさや移動における効率の悪さなどから、市内周辺部での給付実績が落ち込んでいるのが実情です。

こうしたことから、市内での訪問介護の維持・活性化を目指し、市内での訪問介護を実施する事業者に対し、新たな支援制度を創設するものです。具体的には、訪問介護事業を広大な市域で安定的にサービス提供できるよう事業者に助成をします。助成額は、厚労省の発表した全国平均の訪問介護における収支差率に、10%以内を上乗せすることを検討しております。

4番目の質問に対しまして、市においても介護人材の確保対策は喫緊の課題と認識しています。昨年6月から、市内事業者とともに介護人材の確保対策について定期的に検討する機会を設け、事業者の声に耳を傾けながら介護人材確保対策を検討してきました。市内事業者の皆様からお知恵をいただく中、人材の発掘・育成を目指した介護職員初任者研修を市内2カ所で開催、市内の介護保険事業者で働く介護従業員の確保を目的とした介護人材登録バンクの創設、介護人材登録バンクに登録された方と市内の介護保険事業者とのマッチング機会を支援するトライアル事業の創設など、総額932万6,000円の介護職員確保対策事業を平成30年度当初予算として計上させていただいております。今回も、議員からは市の支援が必要でないかとのことで、市に対する期待が大きいものと好意的に受けとめさせていただきますが、当事者である事業者や介護従事者が我がこととして取り組んでいただくことが大前提であり、それを市がサポート・支援していくことが重要です。市としてはさきの議会でも申し上げたとおり、できることは何でもやるとのスタンスで介護人材の確保に向けたサポート支援を行う所存ですので、御理解をお願いします。

下呂市は、今後健康をキーワードとして、一人一人が自分の健康は自分で守るという意識を持ち、健康づくり、つまり生活習慣の改善に取り組むことで、全ての市民が健康で長生きすること、健康寿命の延伸、そしてふえ続ける社会保障費の抑制を目的に、運動習慣の定着、減塩の推進など健康づくり政策を展開してまいります。以上でございます。

〔11番議員挙手〕

○議長（伊藤巖悟君）

吾郷孝枝さん。

○11番（吾郷孝枝君）

ちょっとたくさんの御答弁でしたので、なんですけれども、まず、国保税の軽減の問題で、これは、ことし4月から県単位化されるに当たって、今、政府は、地方からの強い要請を受けて法定外繰り入れの継続を認める方向で、国からの財政支援を計上しました。先ほど総務部長が答えられましたけれども、これからも法定外繰り入れ継続を認めるということですね。期間としては、激変緩和対策の期間は一応6年間ということになっております。しかし、全国知事会、市長会な

どでこの問題は、国保の財政支援については、毎年強い要望が出されております。やはり、市民の負担が余りにも高くないように、もう少し努力が必要じゃないかなということが思います。

それから、国保を継続させるためにどれだけでも市としては努力をすると、努力したいということで、今度の予算を見てみましても、そういった努力も見られました。しかし、この4月から国保税の医療費分で、1人当たり3,200円の値上げが予定されています。下呂市は、基金とか繰越金で7億円もため込み金が国保会計にありますので、ほかの市町村のように国保税の税収不足を補うために法定外繰り入れはやらなくてもいい状況です、ずうっと。こういう状況ですので、単年度収支が多少赤字でも多額の繰越金で調整ができたんじゃないかなと、私はこういうふうに見ております。国保税医療費分の1人当たり3,200円の値上げの中止というのは、もし中止をしたら、財源としては2,500万円ほどあればできることなんですね。先ほど、基金1,000万取り崩しということをおっしゃいました。で、あとは繰越金のほうで8,000万円ほど充てているということでしたけれども、私は、本当にこういう、今政府はどんどん特に医療、介護の分野で締めつけをしてきている状況で、やはり地方として、住民を守る立場で、しっかり理念を持ってやらなくてはいけない問題じゃないかなということを思います。

それから、子供の医療費の無料化の問題です。これ、総務部長全て市単でやっているのということであれですけれども、国はこれに対してペナルティーをかけていますね。で、下呂市では、このペナルティーが大体3,000万。非常に大きなペナルティーになっています。ところが、この子供の医療費無料化に対してペナルティーをやめるように、これも地方から大きな声が上がっておりまして、ことしの4月から小学校入学までの分の医療費無料化について、このペナルティーをやめると、こういうふうに関のほうの方針を出しました。ということは、この分だけでも財源が出てくるはずなんです。ですから私は、県下でもいろんな自治体で実施しているように、中学校まで今医療費を無料化したのを、高校まで無料化できるんじゃないかなと思います。ここはぜひ検討はしていただきたいと思います。

また、基金についてですけれども、今後は県が国保基金を保有することになるので、市は基本的には基金を保有する必要がなくなるのではないかなという問題です。市では基金の取り崩しもいろいろ考えておられるようですけれども、これは本当に、今下呂市が持っている基金のあり方、真剣にやっぱり考えて、どう生かして使っていくかということをやぜひやっていただきたいというふうに思います。

また、子供にまでかかる均等割の軽減についてです。これについて、今回この均等割の部分で1人1,300円の値上げがされます。そうしますと、1人当たり4万2,600円になるわけです。4人家族だと17万円です。1世帯で。今、新規就農の4人家族の方が見えます。こういった方たちにも、この均等割だけでも4人の家族で17万円。非常に大きいと思います。これはやはり、市が子育て支援の一環として、せめて子供の均等割の軽減を進めるべきです。下呂市では、市長も前言われましたけれども、3人目から無料にされたじゃないですか。ですからそれを、1人目2人目の子供さんにも均等割をかけるのをやめる。これをゼロにするということは、私はできることだ

というふうに思います。今の市の状況から。これをぜひ検討してください。

国保については、厚労省は、県国保になっても繰越金や基金の余裕のない自治体に対して、市町村の判断で一般会計からの繰り入れは可能と繰り返し答弁していることです。繰越金や基金の余裕がある下呂市では、国保税の軽減に向けた市の努力をさらに前進されることは十分可能です。こういう国保については、市も努力はしてみえます。しかし、もっと努力していただきたい。先ほどこんなに示したのは、貧困化の問題なんです。払えない世帯が13%もある。こういう問題で、ぜひここに力を注いでいただきたいというふうに思います。

もう、時間がちょっと少なくなりました。

介護保険のほうですけれども、介護保険は制度が始まって、年金天引きで保険料徴収しつつ、特養ホームなど提供体制の整備はおくれ、低所得者には利用料が重過ぎる。保険あって介護なしの仕組みだと指摘されるようになりました。ここをぜひ、下呂市としては防波堤となって市民の生活を守っていただきたい。こういうふうに思います。私の質問を終わります。

○議長（伊藤巖悟君）

以上で、11番吾郷孝枝さんの一般質問を終わります。

続いて、7番 宮川茂治君。

○7番（宮川茂治君）

議長の許可を得まして、一般質問をさせていただきます。

ちょっと程度が低いかもしれませんが、その辺を配慮して御答弁をお願いしたいと思います。

まず最初に、ごみ焼却場にある灰の取り組みについて、これは市民の方からもちょっと私のほうへもいろいろと意見が来ましたのであれやけども、川があって、その川へ灰の中であった分が流れ込んで人に危害を与えるようなことはないやろうかと、そういう心配が、夏になると子供が泳いだりすることがあるので、その辺の配慮ができるかできんかということがちょっと私のところへ来ましたんで、その辺をちょっと伺っておきたいと思います。

余り難しく答えなくてもいいと思いますので、簡単にひとつお願いしたいと思います。

ただ、福祉パスポートの料金の問題ですけれども、これは高齢者とかいろんな人たち、年金生活者とかいろんな人にとって、バス代の値上がりというのが出まして、私のところへもちょっと値上がり困ったなという話も来たんですけれども、やはりその辺についての料金の問題、これはどうしても値上げはしなきゃならないか、その辺の理由だとかいろんなことがあると思いますが、その辺ちょっと教えてもらいたいと思います。

それから、市営の施設、それを民間のほうへ譲渡するとか移譲するとかという話がちょっと出ておりましたけれども、いわゆる市民の方々が使ったり何かすることについていろんな障害が出るようなことがないかどうかという問題。民営化する場合によって、その辺の料金の問題だったりいろいろな問題も出てくると思いますけれども、その辺がきちっと配慮されていくかいかんか。そのことが、やっぱり市民の方から電話があったり何かしましたけれども、その辺をどういふ

うに考えておるか、それをちょっと伺っておきたいと思います。

ごく簡単に答弁してもらえればええと思いますけど、以上を簡単をお願いをいたします。

○議長（伊藤巖悟君）

環境部理事兼環境施設対策監。

○理事兼環境施設対策監（今井雅彦君）

最初の御質問の、焼却場の灰の取り組みについてということで、最終処分場が上原地区に進められているが、河川の水のことで心配されていると、市についてどんな取り組みをしているのかということで、簡単に御説明をという御意見でございましたけれども、四美の現状の処分場、水質のあり方、それから上原地区におきましては、26年からずっとやってきましたのでここら辺の進め方、それから29年度になってどういった形になっているかというのを一連して御説明をさせていただきますのでよろしくお願いします。

この御質問につきましては今回で5回目ということになりますので、答弁内容が若干重複するところもあるかと思いますが、よろしくお願いします。

まず最初に、現状はどうかという観点から、四美地内にあります最終処分場の管理・運営に関し、特に処分場からの放流水関係について現状を御説明させていただきます。

議員も御承知のとおり、四美地内にあります最終処分場は昭和59年に建設され、33年度末の閉鎖予定まで38年間の長きにわたりご利用させていただきこととなっております。この間、四美地区の皆様方の御理解により、3回のかさ上げを実施することにより延命処置を行い現在に至っております。改めまして、四美地区の皆様方に深く感謝申し上げます。

さて、四美地区にあります処分場からの放流水関係でございますが、最終処分場から河川への放流する排水は、雨が処分場内に降り、その水が地下浸透し場外へ漏水しないように、場内の底だとか側面など全ての面に対し遮水シートで張り、場外に漏水しないよう万全を期した対策施工されております。遮水シートをすることにより、外部浸透しないように場内に降った雨水を1カ所に集め、集中管理をしております。管理施設では、曝気とか凝集沈殿、砂ろ過、消毒などを行い、安全な水として河川へ放流しております。この施設は、私たちがふだん飲用しています水道水の浄化施設とほぼ同じ機能を持った施設であります。放流水については全く問題はございません。この施設の点検におきましても、月2回専門業者に委託し点検しており、安全で安心な運転管理に努めております。また、河川への放流水につきましても、国の基準に伴い年1回の定期検査を行っております。国の定めた基準によりますと10ピコグラム／リットルという形ですが、その約1,223分の1の値のダイオキシンの数値ということで、基準値をはるかに下回っており全く問題はございません。

また、処分場から河川へ放流します水量につきまして、平成26年度では日平均32立方、27年度には日平均34.3立方、28年度には日平均25.5立方とごく少量であり、この放流水を水道の蛇口からの水量に例えますと、水道の蛇口を85%程度開いた状態で1日中流れているような状況と言えます。つまり、最終処分場から1日当たりの放流量は、蛇口の開閉率85%の水量で、つまりホ

ース1本分くらいの水量が河川へ放流していると考え、ごく少量であることを御理解していただきたいと思います。当然ですが、雨が降らない場合は河川への放流水はゼロとなります。

ちなみに、私も四美地区に生まれて60年間住んでおります。小さい頃から処分場の下流において水遊びをしたり、魚釣りをしたりしてきましたが、何も影響もございません。四美地区を含め、下流域の皆さんにおかれましても同様ではないかと思っております。また、処分場が完成してから3軒の方が処分場のすぐ近くに住宅を建設されました。何も問題なく生活をしてお見えになります。うち1軒の方におかれましては、処分場との境界が自宅の民地であり境界から約10メートルぐらい離れたところにお住まいになってみえますが、何も問題なく生活をしてお見えになります。

以上が、四美地区におけます最終処分場の現状でございます。

御質問にありました、上原地区で進められている最終処分場の建設につきましての河川水でございますが、今ほど御説明させていただきました四美地区にあります最終処分場は、平成33年度末をもって閉鎖ということです。新建設地につきまして平成26年から上原地区にお邪魔し、地権者の皆様方を初め地域の皆様方に説明をまいりました。説明会の席では、地元の方の御意見としまして、河川への放流について心配であるとか、灰は飛ばないのかなどさまざまな御意見をいただきました。市としましては、さきに述べさせていただきましたように、四美地区にあります最終処分場の水質データなどをもとに説明をさせていただき、御理解をしていただくようお願いをまいりました。平成27年4月から29年の12月5日までに上原地区区長会長さんを初めとした役員の皆様方を中心に、協議や相談を約91回ほど行ってまいりました。

こうした中、苦渋の選択により、平成29年3月31日に下呂市と上原地区区長会におきまして、下呂市一般廃棄物最終処分場に関する協定書の締結を行うことができました。改めまして、地域の皆様方に深く感謝申し上げます。

平成29年度に入りまして、市は下呂市一般最終処分場新設基本計画作成業務委託を発注しました。処分場の形式を検討してまいりました。形式につきましては、四美地区にあります処分場をオープン型処分場と言い、もう一つの工法として、雨水を処分場内に入れない被覆型処分場の2種類があります。今まで上原地区に説明してまいりました形式は、四美地区と同じオープン型として説明を行ってまいりました。今年度に入って、基本計画の策定業務に当たって地元の役員さんの方と再度協議を行ってきました。結果、去る2月16日付で、上原地区区長会長さんより下呂市長宛てに被覆型処分場でよいとの承認をいただきました。被覆型にすることによって、処分場内に降る雨水は100%削減され、放流水は、灰に含まれているごく微量の水分だけになると予定しております。もちろんこの排水につきましても、適正な処置を行って河川へ放流しますので、こうした計画により来年度には基本設計を行い、より細かい分野において検討していきたいと思っております。

今ほど、今までのオープン型でも放流水について河川への影響は全く問題ございませんが、被覆型にすることによって、地域の皆様方はもとより、下流域の皆様方におかれましても、さらに安心感が増すことにつながるのではないかと考えております。施設の建設に当たりまして、上原

地域の役員さん方に中心となっただき、地域の皆様方と十分協議をしながら安全で安心な施設の建設に邁進したいと考えております。

最後になりますが、下呂市民の全ての方が毎日生活していくために出される一般廃棄物、いわゆる生活ごみは、下呂市内のどこかで処分をしなければなりません。そんな事情を踏まえ、苦渋の選択で引き受けていただきました地域の皆様方に、改めまして深く感謝を申し上げたいと思います。以上でございます。

○議長（伊藤巖悟君）

健康福祉部長。

○健康福祉部長（岡崎和也君）

2番目の福祉パスポート料金について、お答えをいたします。

福祉パスポートについては、現行年6,000円の利用者負担を、月1,000円、年間で購入していただく場合には1万1,000円に変更を予定しております。利用者負担額変更の経緯や新たな利用者負担額設定の根拠などについて御説明させていただきます。

利用者負担額変更の経緯でございますが、この事業は、合併前の萩原町、小坂町、下呂町で実施されていたもので、合併時に全市的なサービスとして拡大・継続実施され、現在に至ります。サービス開始以来14年間、一度も利用者負担額の見直しを行わず、サービスの提供に努めてまいりました。これまでにも、福祉パスポートの利用者負担額の見直しは、平成21年に策定された下呂市第2次行政改革大綱や第2次総合計画の重点プロジェクトにおける受益者負担の見直しの対象項目の一つとなっていましたが、明確な結論を出せないまま現在に至るものです。しかしながら、今回利用者負担額の見直しに踏み切ることとしたのは、平成29年度に生活課による総合交通体系の見直しを契機に、改めて当課においてもパスポートの利用状況やバス運行経費等を精査した結果、やはり利用実態に見合った利用者負担額に見直す必要があると判断したものでございます。

利用者負担額設定の根拠でございます。利用者負担額の見直しに当たっては、利用者数の推移、市が行う委託料の推移、事業に対する利用者負担率の推移、利用実態における利用者負担額から見直しに至ったものでございます。

福祉パスポート利用者の推移でございますが、福祉パスポートの利用者は年々減り続けており、平成16年に1,273人であった利用者は、平成29年度には963人となっています。高齢化が進む下呂市では、そもそも課題として、自宅からバス停まで歩くことが困難な移動制約者が増加傾向にあり、こうしたことを要因として、福祉パスポートの利用者は年々減少傾向にあるものと考えます。

また、バス運行を維持するために利用の少ない区間の廃止や、運行本数の削減など見直しが進んだことや、デマンドタクシー「まめなカー」の導入など、新しい公共交通の提供なども福祉パスポート利用者の減少にかかわりがあるものと考えます。市としては、福祉パスポートの利用者は、少なくとも自宅からバス停まで歩くことが可能な方であり、高齢者の中でも比較的元気な方を中心に利用されているものと考えます。

委託料の推移でございます。この事業は、濃飛バスに業務を委託して実施をしております。委託業務の内容は、実質的には損失補填と言うべきもので、6,000円という定額でパスポートを購入していただくことにより、利用者は1年間乗り放題となることから、これに伴う濃飛バスの収入減を補うものとして1,800万円の委託契約を締結し、事業が成り立っています。委託料は、平成19年度に1,650万円であったものが、平成26年度に下呂温泉病院の移転に伴う路線の拡大及び消費税8%の引き上げにより1,800万円に引き上げをされております。

利用者負担率の推移でございます。平成16年を比較値としたパスポートの販売金額及び利用者負担率を見ると、平成16年度の委託料1,815万3,500円に対し、販売合計額は1,259万3,680円で、利用者負担率は69.37%でございました。約7割の利用者負担の制度設計で事業が始まりました。これに対し、平成29年度には、委託料1,800万円に対し、販売合計額は565万3,000円と、利用者の負担率は31.4%と半額以下にまで減少しております。

パスポートの利用実態については、平成29年4月に、福祉パスポートの利用実態を把握するため購入者にアンケートの実施を行いました。338名から回答をいただき、そのうち有効回答185名を集計したものととなります。アンケートは購入者の利用実態を把握するもので、1人当たりの年間利用金額を把握しようとするものです。その結果から算出した年間利用額は、6万8,065円です。なお、年間利用金額が1万円未満の利用者の方は6.5%にとどまります。

まとめとしまして、利用者負担額の設定においては、保育園児、小・中学生、高校生などの世代間での公平性、過去・現在・未来の時間軸での公平性を考慮し、利用者負担額を設定させていただきました。世代間での公平性は、保育園バスの運行、高校生の通学費助成との比較を考えました。現在の通園バスでは、添乗員の経費として保護者が月額1,000円、年間1万2,000円の負担をお願いしております。また、高校生の保護者には、1人当たり年間8万円を補助限度額としております。こうした世代間での公平性を考慮し、高齢者の皆様にも月額1,000円程度の御負担をお願いさせていただくこととしたものです。

時間軸での公平性は、利用者負担額設定の根拠でお伝えしたとおり、本制度の当初段階における制度設計が約7割の負担で始まったことに鑑みれば、時間軸での不公平を放置せず7割の受益者負担をお願いしたいと考えます。市としては、利用者には3分の1程度の負担をお願いさせていただくこととしたものです。高齢者が人口40%を超える時代となった下呂市では、全ての高齢者を一律に弱者として取り扱うことは難しくなっており、何とぞ利用者負担額の変更について御理解をお願いいたします。以上でございます。

○議長（伊藤巖悟君）

総務部長。

○総務部長（星屋昌弘君）

私のほうからは、市営の施設を譲渡、民営化することについてという御質問に対して、御答弁させていただきます。

下呂市では、平成16年の町村合併時に旧町村の公共施設を引き継ぎ、それぞれの施設の目的に

沿った行政サービスの提供を継続してきました。

しかし、合併から十数年が経過し、住民ニーズも大きく変化する中で、設置の意義が薄れてきている施設、利用者数が大きく減少している施設、民間のノウハウを活用したほうが効率性と利便性の向上が期待できる施設などがあり、時代に即した公共施設のあり方についての的確に見直す必要が生じてきました。このため、市では、平成25年9月に公の施設の見直し方針を策定し、翌26年度から公共施設の見直し事業を進めてまいりました。最少の経費で最大の効果が得られるようスリム化を進め、全ての公共施設のあり方と方向性、旧町村のエリアを超えた範囲での事業展開、施設の統合・再編や連携など、市民と行政の連携と協力による、元気な下呂市づくりを目的として本事業を進めております。なお、集会施設などの譲渡においては、当然のことですが、押しつけではなく、十分な協議を行い、双方納得の上で譲渡できるよう事務を進めておるところでございます。以上でございます。

[7番議員挙手]

○議長（伊藤巖悟君）

宮川茂治君。

○7番（宮川茂治君）

さきに言いました最終処分場の灰の問題ですけれども、これはいわゆる、なぜ心配をするかということで、灰の処分場が上原の地域にできるということで、そこの中で雨が降ったり何かしたときに流れて出るものが川へ入って、その川に影響があるのではないかと、若干そういう心配があつて私のところへ電話がかかってきたということなんです。だから、そういうことがなければ、そういうことに対してちゃんとしてやってくれることであれば問題はないわけですから、そこら辺をやっぱりしっかりと捉えて、対策を立ててもらおうと。そういうことをひとつ考えておいてもらいたい。そのことの願いを言ったわけだから。その辺をしっかりと捉えておいてもらいたい。

それから、福祉パスポートの問題。これ、この間ちょっと回覧板か何かで出て、6,000幾らのやつがどーんと1万円ぐらいになると。来年度か何かから。ということで、それで、そのものを見て、私のところへ、そんな上がってもらっては困るという話が来たから、今質問して聞くことにしたわけだ、実際に。だから、本当にそういう、これはお年寄りの年金生活やら何かしておる人たちが利用するということになれば、かなりの負担にもなるわけだから、その辺をどういうふうに考えておるかちょっとお聞きをしておきたい。

それから、市営の施設が民間に委託するということになるわけだけでも、これもやっぱり民間委託時に、民間の利用の違いとか、利用しにくくなるとか、そういう心配も実際ないとは言えんわけだから、その辺をどういうふうに捉えておるか、その辺をちょっとお聞きをしておきたい。

○議長（伊藤巖悟君）

答弁者は誰がいいですか。

○7番（宮川茂治君）

ちょっと、順番にやらしてもらおう。

さっき答弁した人。バスの問題とか……。

○議長（伊藤巖悟君）

まず、健康福祉部長。

○健康福祉部長（岡崎和也君）

先ほど答弁の中でも申し上げましたとおり、負担率については非常に申しわけないと思っておりますが、それぞれの全市民の負担を考えまして値上げをさせていただくということでございますので、一応[※]3分の1程度の負担をお願いするという御理解をいただきたいと思っております。以上でございます。

○議長（伊藤巖悟君）

続いて、生活部長。

○生活部長（二村忠男君）

私のほうでは、きのうも御答弁のほうさせていただきました公共交通のほうで、その分、地域に対して今見直しを行っておることでございますが、今、福祉部のほうで答弁がありましたように、バス停まで行かれて、そこから乗られるというのが今の福祉のほうのパスポートということになっております。その中で、やはり議員おっしゃいますように、そこまで行けない方をやっぱり補助し、サポートしていくためにドア・ツー・ドアという形で公共交通のほうでも考えておりますので、もうしばらくお待ちいただきたいというふうに思いますのでよろしくお願ひいたします。以上でございます。

○議長（伊藤巖悟君）

続いて、環境部理事。

○理事兼環境施設対策監（今井雅彦君）

先ほど言われました、灰とかが雨水に入って河川へ流れるのではないかと心配をしておみえになるということでございますが、先ほども御説明をさせていただいた中の理由にありますけれども、まず最終処分場の一番下には遮水シートというものを張って、地下浸透しないように処置をしております。そこへ降った雨水は1カ所に集めて、浄化施設をしっかりと検査したものを放流していると。先ほどのダイオキシンの国の基準でいきますと、10ピコグラムに対して放流水は1,223分の1と、全く問題ないということをお理解していただきたいと。それから、ごく少量の水ということで、現在四美にありますオープン型、雨が降れば降っただけで流れるという形でございます。その現状におきまして、日平均20から30少しの放流水ということで微量でございますが、そういったものを検討してきましたが、ことしに入って、先ほども申しました被覆型ということで、四美とは違って処分場に屋根を覆うという形になります。そういった形にすることによって、灰の中へ雨が降るということはありませんので、灰に含まれておる、持っていくときに含まれている水分は微量ではございますが、そういったものが幾分出たときに、それもしっかりとした水処理をして河川へ放流しますので、現状としては、そういった心配をなされてみる方についても安心して安全な対策ということで検討していきたいと思っておりますので、御理解のほ

※ 後刻（P180）訂正発言あり

どよろしく願いいたします。以上でございます。

○議長（伊藤巖悟君）

健康福祉部長。

○健康福祉部長（岡崎和也君）

一つ訂正をさせていただきます。

先ほど3割負担と申しましたが、申しわけございません。7割の受益者負担をお願いし、利用者の方には3分の1程度の負担をお願いさせていただくということでございますので、訂正させていただきます。

済みません。市としては、一応利用者には3分の2程度の負担をお願いさせていただくということでございます。よろしく願いいたします。

○議長（伊藤巖悟君）

総務部長。

○総務部長（星屋昌弘君）

譲渡、民営化をすることによって、利用者が利用しにくくなるのではないかという御質問でした。

譲渡・民営化する施設につきましては、その現状をしっかりと把握した上で、より効率的な利用、もしくはそれ以外の施設との均衡というものを考慮しまして、譲渡・民営化する施設を決めております。利用に当たりましては、今までの利用の仕方、そういったものをやはり重視しまして、当然地元の人たち、もしくは市民の人たちが活用してもらいやすいという形で譲渡をしていくというところで進めておりますので、よろしく願いしたいと思います。

[7番議員挙手]

○議長（伊藤巖悟君）

宮川茂治君。

○7番（宮川茂治君）

いわゆる廃棄物の灰の処理の問題は、そういう形で外へ、川の中へ入らないような、そういう対策をやっぱりしてやってもらいたい。そうすれば、市民の人たちも安心してあれでいいわけだから。その辺をちゃんとして、取り上げてやってもらいたい。そういうお願いをしておきます。

それから、バス料金の問題が一つあるんやけれども、これ年金生活のお年寄りの方々にしてみると、やっぱり負担がかなりなってくるというふうに見える。で、その辺の配慮がされるかされんかということも一つあるわけだから、その辺をひとつしっかりと捉えて取り組んでもらいたい。お願いをしておきたいと思います。

それから、市長に一つ聞くんやけれども、さっき市の施設を民間に委託するという形だけれども、これ今のあるもの全部委託してまうのかどうか、それちょっと聞いておくれ。

○議長（伊藤巖悟君）

市長。

○市長（服部秀洋君）

ただいまの御質問でございますけれども、公の施設の見直し、350以上のものがあるわけでございます。しかしながら、やはり、市として当然存続していかなければならないものもかなりその中にもありますし、当然先ほど総務部長から申し上げた部分については、やはり地域の方々に御理解をいただく分とかそれぞれ納得をしていただいた上でのことでございますので、全てが全てそれを民間のほうにとかそういうことはございません。ただ、その中にも統合していく部分、またやむを得ず廃止する部分もございますので、御理解を賜りたいと思います。

〔7番議員挙手〕

○議長（伊藤巖悟君）

宮川茂治君。

○7番（宮川茂治君）

民間に移行するというのは、やはり、その人たちがきちっと理解をしてもらおうと、そのことが一番大事なことだし、市が勝手にがーっとやるのではなくて、やっぱりその地域の人たち、利用する人たちがやっぱりあるわけですから、その辺を、もしやるとするならばきつとした理解をしていただくと、そのことをひとつ、もしやる場合にはそういう体制をとってやってもらいたい。それがなかったらどうしても反対せんらんから、よろしく。

○議長（伊藤巖悟君）

もういいですか。

以上で、7番 宮川茂治君の一般質問を終わります。

休憩いたします。再開は11時30分といたします。

午前11時16分 休憩

午前11時30分 再開

○議長（伊藤巖悟君）

休憩前に引き続き、一般質問を行います。

最初に、先ほどの11番 吾郷孝枝さんの一般質問において、総務部長から訂正の申し入れがありましたのでこれを許可いたします。

総務部長。

○総務部長（星屋昌弘君）

先ほど、吾郷議員の御質問に対しての答弁の中で、国保制度の改正に伴いまして下呂市が県のほうへ納める金額につきまして、正しくは納付金が正しいんですけども、私が給付金という言葉方をしましたので訂正をし、おわび申し上げます。申しわけございませんでした。

○議長（伊藤巖悟君）

13番 中島達也君。

なお、資料配付が求められておりますので、これを許可いたします。

ただいまから配付をいたします。

[資料配付]

○13番（中島達也君）

本議会は、平成30年度が下呂市にとり、また市民生活にとりどのような年になるのか注目される議会であります。初日に新年度の予算等の提案説明を受けましたが、我々は議決という重い責任を受けとめ、一般質問、予算委員会に臨みたいと思います。

さて、待ったなしの行政運営、人口減少と高齢化による影響と対策、多様化する福祉行政や社会保障費の増大、懸案の道路インフラ、国保事業県移管への影響、地域再生計画と観光振興、米の減反廃止による農業への影響、オリンピックプラザへの下呂市産材の提供と今後の利用促進、活路があるのか、また財政31年問題が懸念される中、市長の裁量枠重点事業、総額5億8,800万など、議会のチェック機能の真価が問われる議会となります。

さて、新年度予算を審議するこの機会に申し上げたい行政課題の一つに、急速な高齢化や人口減少による弊害の一例を申し上げたいと思います。高齢化は、空き家の増大や耕作放棄地などの不在者地主の拡大につながり、今後の市道の改修や防災工事など、境界の不明確により事業の停滞や、きのうも尾里議員が森林施業上の問題を指摘されたように、事業の足かせにならないか心配されるどころです。国や県単事業においても、境界が不明確な地域は事業化が後送りされるような心配すら出てまいります。私ども身近にも、親や先代から口伝えに伝承された境界が幾つも存在します。高齢化は、実施測量の立ち会いにも影響が出てくるのではないのでしょうか。字絵図や公図だけでは、正確な境界は得られないと思います。現在、下呂市の地籍調査の進捗率は7.8%と聞いておりますが、100年の大計と安閑としてはいられない状態にあると思います。いかがでしょうか。今後、官民の境界を明確にするためにも、将来に負の遺産を残さないためにも、地籍調査の推進は市民にとっても不可欠ではないのでしょうか。

下呂市は、このことについて、地籍調査事業は正確な不動産登記により効率的な予算運用に努めるとしておりますが、この事業の新年度の予算は3,000万で昨年より300万ほどふえておりますが、合併時の平成16年約1億円の事業費から見ますと年々減額されております。この減額にはそれなりの理由があると思いますが、下呂市単独での上乘せ、あるいは受益者負担を含めた検討時期に来ているのではないかと、そんな思いでございます。この事業は地道な事業であります、将来の負担を少しでも軽減するためにも着実に前進していただきたいと思っております。

それでは、通告に従い本題に入ります。

今年度最後の議会も、濃飛横断道の促進について取り上げました。またかと思われるかもしれませんが、将来の下呂市の明暗を分ける大事業であると確信をしておりますし、また下呂市がどうしても勝ち組に残らなければならないという思いからであります。この事業の促進について異論を挟む方はいないと思います。通告の質問用紙にも掲げましたように、2027年のリニア中央新幹線岐阜県駅の開業は、下呂市にとり千載一遇のチャンスであることを再認識していただきたい。今年度この問題を継続的に取り上げ、新年度の市政方針に期待しましたが、昨年、一昨年同様、一言一句一緒でありまして、整備促進を関係自治体と連携しながら強く要望していくとなっております。

ります。大変残念なような気がいたします。

この方針で、この2年間新たにどんな進展があったのでしょうか。今こそ要望活動のあり方を変え、官民一体となって調査区間の格上げ、高速道空白の解消を目指すべきではないでしょうか。この所見と、トップとしての市長の決意を伺いたい。以上でございます。

○議長（伊藤巖悟君）

市長。

○市長（服部秀洋君）

ただいま議員が言われましたとおり、2027年のこのリニア中央新幹線岐阜県駅の開業につきましては、下呂市にとっても千載一遇のチャンス、これは間違いないと思っております。

2011年に、JR東海に対しまして国土交通大臣のほうから建設認可がされ7年が経過したわけですが、濃飛横断自動車道の下呂－中津川間は、いまだ調査区間にさえ指定されていないのが現状でございます。しかしながら、岐阜県におきましてもリニア中央新幹線の効果を県内全域に波及させるためには、駅アクセス圏域の拡大に向け道路ネットワークの果たす役割が大きいこと、また現在脆弱な南北アクセス打開を図るために、高規格な道路ネットワーク整備が必要であることを十分御認識をいただいております、まずは中津川工区ということで注力をされているところでございます。

先ほど議員が述べられました、市政方針において、県が管理する濃飛横断自動車道についての下呂－郡上間の残区間の整備、そしてリニアの関係でアクセス道路の部分を申し上げましたし、また同様に、関係自治体と連携するようなことを申し上げさせていただきました。この間に、私が本当に、国・県と、特に県が中心でございますが、この要望に関しましては、それ以外の要望の折にもぜひ濃飛のことをお願いしますというようなことは加えさせていただいておりますし、また29年度後半でございますが、10月、11月と県また中部地整そして国交省、財務省等、また県関連国会議員の先生方のほうにも要望をしたところでございます。そして直近では、下呂市単独で1月25日に経済三団体の皆様にも御同行いただきまして、岐阜県議会議長を初め県庁の関係部局、また国会議員の皆様方に昨年と同様、それ以上に官民一体となって要望活動をさせていただいたところでございます。

新年度につきましては、今年度に勝る官民の連携を結集いたしまして、一丸となって県知事並びに岐阜県議会へ、濃飛横断自動車道が観光の道、命の道、産業の道として飛騨、東濃、奥美濃、さらには奥三河、越前に通じる中部大環状の道となるように要望活動を進めてまいります。さらなる官民一体の御尽力を賜りますこと、また私どもも事業促進に努めてまいりますので、お力添えを賜りたいというふうに思っております。

要望活動の詳細につきましては、建設部長のほうから答弁をさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（伊藤巖悟君）

建設部長。

○建設部長（長江 寛君）

私のほうからは、要望活動について御答弁させていただきます。

今ほど市長の答弁にありましたように、濃飛横断自動車道事業促進期成同盟会が中心となりまして、要望活動に取り組んでおる次第でございます。

この同盟会は、沿線の郡上、下呂市、中津川市及び東白川村の3市1村で構成され、現在下呂市長が会長を務めておる次第でございます。会員は、3市1村の首長のほか、議会からは議長及び関係する特別委員会の委員長、民間からは自治会の代表、商工会及び観光協会の代表の方々にも加わっていただいております。

同盟会ではことし1月に幹事会を開催いたしまして、新年度30年度でございますが、事業計画案を協議いたしております。計画案といたしましては、1つ目、岐阜県へ要望活動を強化する。

2、事業主体が岐阜県でございますので、国土交通省中部地方整備局へは年1回の要望活動を実施する。3、中部縦貫自動車道や三河東美濃連絡道計画との広域連携を図る。4、事業啓発看板を同盟会予算の範囲内でございますが、郡上市地域に今後予定するなど、同盟会とともに下呂市としましても濃飛横断自動車道事業の促進に向けまして行動してまいりますので、御理解のほどよろしく願いいたします。以上でございます。

[13番議員挙手]

○議長（伊藤巖悟君）

13番 中島達也君。

○13番（中島達也君）

ただいま答弁をいただきました。

かつて市長も、議会のリニアの濃飛横断特別委員会のメンバーとしてともに汗をかかれました。私は、2年前に市長が市長に就任されたときに、一気に進むんじゃないかとそういうことを期待しておりましたが、確かに期成同盟会の会長として一生懸命やっていただいたことは、私も委員会のメンバーとしてある程度理解しているんですが、やはり何も進展していないというのが現状なんです。

で、今、30年度の同盟会としての事業計画を今答弁いただきましたけれども、やはり、今まで先人の皆様といいますか県はもちろんですけども、期成同盟会の方々のおかげで現在の供用区間あるいは中津川工区の事業決定というのはそのおかげだと思っておりますが、2027年というのはあと9年後なんです。調査区間になっておったとしても、通常からいうと20年かかるんですよ、事業まで。だから、一刻も早くこういった事業についての取り組みを、今、官民一体ということでございますが、これからは本当に官民一緒になって、議会も当然応援していきますし、ついていきますので、やはりこの下呂市の下呂市力というか、こういった力でやはり何とか今の現状を打開していただきたいとそういうことを強く思います。

まあ思うんですが、職員の幹部の皆様を前にして釈迦に説法かもしれませんが、行政の仕事というのは、市民が快適にかつ安心した生活ができること。そして、安全な生活を確保するために

汗をかくというのが行政の仕事だと思います。一方、市長は、市民の夢、いわゆる誰もが願うことを実現する、これが市長の仕事だと思っています。その一つが濃飛横断道であるというふうに思いますので、とにかく、先ほどももう申し上げましたように、30年度は、今のお話を聞けば若干変わってくるんでしょう。しかし、今までのやり方では何も変わっていなかったということですね。十分分析していただきたいというふうに思っております。

ここで、この濃飛横断道が下呂市にとってなぜ必要かということ、市長の基本的な考えを再確認したいと思っておりますので、述べてください。

○議長（伊藤巖悟君）

市長。

○市長（服部秀洋君）

濃飛横断自動車道でございますが、今、新東名ができたことによりまして、下呂市のほうにも関東からのお客様が本当に大幅にふえたということでございます。いかに道路が重要かということが、特に私ども観光地にとっては本当に死活問題であります。

そんな中で、いよいよニア岐阜県駅が開通しますことは、関東方面、東京から中津川まで40分、そしてその間中津川ー下呂間が今、二次交通ということは約1時間かかるわけでございますが、そこを短縮していくことはさらなる観光面において、またそれだけではございません。中央から入ってくるいろんな情報、また供給される物資についても本当に目覚ましく発展していく、変わっていくんじゃないかと思っております。また、先ほど申し上げたように、命の道ということも申し上げましたが、医療環境の部分でもさらなる期待される部分が大きいのではないかと思っております。

そんな中から、先ほど議員が申し上げられましたように、調査区間になっても20年かかるんじゃないかというお話でございましたが、まずは現道をうまく改修していただくことにより、少しでも、まずは下呂ー中津川間の移動時間の短縮、それを図るのが今喫緊の課題ではないかと考えております。そんな中で、やはりこの下呂ー中津川間、下呂の区間と申しますのは、今8.1キロ整備をされましたトンネルが主でございまして、下呂の区間と申しますのは、中津川舞台峠からということになってまいります。その辺の各市が占めるこの257の距離的な部分もございまして、まず中津川市が今しっかり美恵橋までは整備されるということでございますので、その先につきまして、そこができてからでは当然遅いことは十分わかっておりますので、しっかりと協議を進めてまいりたいと思っております。

[13番議員挙手]

○議長（伊藤巖悟君）

13番 中島達也君。

○13番（中島達也君）

濃飛横断の効果といいますか、その必要性をということで今伺いましたところなんですが、要は、今後要望活動において、あわせてこの岐阜県駅が中津川にできる。当面は二次交通をどうい

うふうに確保していくかということだと思っておりますが、やはりその経済効果というんですか、やっぱり人口動態も含めた経済効果というものをある程度試算しながら、そういったデータをもとに要望活動もしていくと。ただ頼む、頼むだけでなくですね。そういうことも必要でないかなというふうに思いますので。これは大変難しい課題かもしれませんが、逆に言えば、130万誘致をやるんだというような形でも結構ですので。やっぱりそういった経済効果の試算というものも今後の要望活動にぜひとも使っていただきたいなというふうに思っております。

ここで、新年度の予算ですね。濃飛横断道の関連事業費、要は予算枠についてちょっと伺いたいと思いますが、同盟会の事業計画についてはわかりましたが、予算的には増額していくのか、同盟会としてですね。その辺も含めてお願いします。

○議長（伊藤巖悟君）

建設部長。

○建設部長（長江 寛君）

御質問の同盟会の予算についてでございますが、ただいまのところ幹事会の、先ほど申しました中では、事業の増という表現はしていません。ただし、あくまでも幹事会で、案ということで出させていただきました。また、30年度の総会に向かっては、さらなる幹事会を開かせていただきまして、今後その事業内容によりましては、同盟会としても予算の規模等検討していかないといけないという考えでおりますので、30年度に入りましたらまた関係機関との協議をしていきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

[13番議員挙手]

○議長（伊藤巖悟君）

13番 中島達也君。

○13番（中島達也君）

今、答弁なかったんですが、30年度の濃飛横断関係の予算額。

○議長（伊藤巖悟君）

建設部長。

○建設部長（長江 寛君）

下呂市としての、同盟会及び市の予算としては、29年度と同額ということで、同盟会への負担が主でございますが、そのようなことで今予算委員会のほうへ諮らせてもらいますのでよろしくお願いいたします。

○13番（中島達也君）

金額は。

○建設部長（長江 寛君）

確認させて、後ほど答弁させていただきます。

[13番議員挙手]

○議長（伊藤巖悟君）

13番 中島達也君。

○13番（中島達也君）

恐らく、負担金10万でないかというふうに思いますけれども、要はその負担金以外に、下呂市単独の濃飛横断活動経費というものが、当初で、今後要望活動、官民一体となって要望活動をやるというふうで今市長がおっしゃいましたけど、今後その辺の経費については、補正予算を組んでやるということで理解していいんですか。

○議長（伊藤巖悟君）

市長。

○市長（服部秀洋君）

先般でございますけれども、中津川市さんと広域観光振興協議会というのを立ち上げております。2月24、25日に、こちらのほうからトップセールスということで私と青山市長さん、そしてまた議長さんも御同行いただいて行って来たわけでございますが、こういう、全く濃飛に特化した予算以外にも、いろんな意味でほかからも、そのまずは中津川市、下呂市との連携という部分では当然発生しておる部分もございますし、特に中津川市さんについては、今、濃飛横断というよりもリニアに注力されておる部分が大変ウエートが高い。この間も一緒に伺ったときに、そんな感じがいたしました。その辺から含めて、市で単独補正をするのがどうかということがまずお互いの、両市においてプロジェクトチームを立ち上げていく、そのようなまた話が持ち上がってきた場合には、改めて補正で対応させていただくこともあるかと思いますが、まずは下呂市としてできることを最大限にやっていきたい、そのように考えております。

[13番議員挙手]

○議長（伊藤巖悟君）

13番 中島達也君。

○13番（中島達也君）

期成同盟会との連携、大変大切だというふうに思います。

ただ、下呂市が抱えている問題、要は高速道路のエアポケットになっているという問題。それと、県との、岐阜市まで県下で一番時間がかかる下呂市であるということ。これが下呂市の単独の問題なんですね。いろいろ市長がおっしゃることはよくわかるんですよ。下呂市の抱えている問題に対してはどのようなふうに対応するんですか。

○議長（伊藤巖悟君）

市長。

○市長（服部秀洋君）

やはりインフラの問題かと思います。今おっしゃられているのは。

その件につきましては、市単独でできる範囲というのは本当に限られておるのではないかと思います。やはり、国・県にお願いしていく部分が大変重要でありますし、まずは、現在進んでおる門原そして屏風岩の関係をぜひとも早期に進めていくことが、やはり下呂と県庁の距離を縮め

ていく、それにつながっていくのではないかというふうに考えております。

[13番議員挙手]

○議長（伊藤巖悟君）

13番 中島達也君。

○13番（中島達也君）

ちょっと、話を変えたいと思いますが、今お手元に配付させていただいた資料なんです、これは濃飛横断道の八幡一和良間促進のために、官民一体で機運を盛り上げるために、郡上市が単独でこの看板を立てようというものでございます。この予算は、昨年12月議会で郡上市が単独で補正予算を組まれて決定されたということでございます。事業費は100万弱ぐらいというふうに聞いておりますけれども、これをちょっとお聞きしたときに、下呂市には下呂市の問題として高速道路より時間がかかると、エアポケットになっていると。しかし郡上市さんは、とにかく早く八幡と和良間を早く促進して、要は高速道路へつなげていきたいという思いがあるということに対して、うれしい反面、ちょっと悔しいなど、下呂市の問題を先を越されたというような思いがしたんですけれども、これは、郡上市が郡上市なりの考えで、早く東海北陸道と濃飛横断自動車道をつなげたいと、そういった強い思いの中でこういった処置がとられたんだろうと思っております。特に今下呂市は、郡上市、それから岐阜市の観光連携もございますし、大変下呂市にとってもありがたいことだなというふうに感謝をしているところですが、市長はやっぱり郡上に負けないその熱意というものを持ってもらいたいと思うんですけど、いかがですか。

○議長（伊藤巖悟君）

市長。

○市長（服部秀洋君）

なかなか私どもの活動が目に見えないのは、本当に申しわけないと思っておりますけれども、やはりこうやって看板を設置されることは、当然重要なことだと思います。舞台峠のあたりに、本当に設置をしないかなという話は担当部長とも話しておるところでございますが、それ以外にやはり、県のほうにまずこの濃飛横断の重要性を御理解いただくことが私は一番重要ではないかと思っております。特に、この二、三年、知事は地歌舞伎のほうに大変興味を持っていただいております。ぜひ、それをつなぐに、私も中津川一下呂間の整備に何とか知事さんのほうにも目を向けていただくような努力は、陰ながらでございますが進めておるところでございます。今後またこういう意識高揚のための看板等の設置については、補正等で対応しながら考えていきたいと思っております。

○議長（伊藤巖悟君）

建設部長。

○建設部長（長江 寛君）

先ほどの予算でございますが、30年度、来週から上程させていただきますが、負担金として10万円ということで計上させていただいておりますのでよろしくお願いたします。

[13番議員挙手]

○議長（伊藤巖悟君）

13番 中島達也君。

○13番（中島達也君）

下呂市としても、補正対応をしながらこういったことも取り組んでいきたいという答弁でありました。

県との関係を少し触れたいと思うんですけど、岐阜県は一時起債の許可団体になった時期がありまして、大変厳しい財政の中でも今の保井戸一和良間の供用開始に向けて継続的に進めていただきました。ただただ感謝するところでございますが、ただ、次の事業化が進まない。これは、我々が遠回しに聞いているのは、県財政も西回りに非常にお金がかかって、なかなか濃飛横断の有効性、必要性はわかるけれども、なかなかそこまで手が回らないというようなお話を聞いてきました。ただ、最近の情報で、西回りの事業主体が、国の直轄からNEXCOに一応変わるというような情報を執行部のほうからもちよっとお聞きしたんですが、それが本当であれば、今まで莫大な岐阜県の負担、裏打ち負担といえますかね、こういったことがなくなるというか減額されてくると思いますので、今が、そういう意味では県への要望もチャンスかなと、そういった思いがあります。また日ごろから、地元の県議とは市長がしっかり連携されていると思いますが、今こそ、やはり先ほど市長も言われたように、知事や県の整備部、あるいは県議会に対するこのチャンスに、やはり即要望に行かれるべきじゃないかと。できればやはり、民間経済三団体の方々、また議会や自治会こういった方々も一緒になって、今こそむしろ旗を立てて行くべきでないかと思いますが、その点どうですか。

○議長（伊藤巖悟君）

市長。

○市長（服部秀洋君）

先般も、高山国道事務所さんのほうから41号の進捗状況ということで、私ども関係者を含めて、今おっしゃられた経済団体の方々もリードしていただきながら、その説明会を開催させていただきました。その後、懇談をさせていただく中で、皆さんから再度お力をおかりできるというようなお話でございましたので、ぜひともまた、小まめな要望活動を関係の方々を進めてまいりたいと思っております。

[13番議員挙手]

○議長（伊藤巖悟君）

13番 中島達也君。

○13番（中島達也君）

市長が言われましたように、門原防災や屏風岩街道につきましては、やはり国交省高山事務所のお力が大きいものというふうに思いますが、やはり下呂市挙げての要望活動、こういったことが功を奏したのではないかなと。ですから、濃飛横断についてもそういう手法で、そういうやり

方でぜひともやっていただきたいなと思っております。

市長も今若干触れられましたが、期成同盟会といえども各自治体には思いも違いますし、温度差もあります。特に中津川は、今やはり、リニアの駅の周辺整備あるいは長野との観光連携、あるいは19号線バイパスを含めながら城めぐりだとか山城めぐりだとか、あるいは東濃5市との連携に力を入れてみえるなど、そんな思いがしておりますし、特に郡上市さんなんかは、やはり中部縦貫道、これは福井県大野市との連携をしっかりとやっていこうということで、やはり郡上は郡上市さんの思いというものが強く感じております。また、東白川村さんでは、やはり生活道としての濃飛横断道の調査区間の早期の格上げ、これを本当に願ってみえます。

先ほどちょっと気になったのは、市長の先ほどの答弁の中で、現道を拾っていくという言葉がございましたが、現道改良でいくのか、あくまでも高規格道路でいくのかということは、これももう決定しているんですか。その辺だけ。

○議長（伊藤巖悟君）

市長。

○市長（服部秀洋君）

まずは、リニア岐阜県駅開業までにはその手法がいいんじゃないかとお話をしただけで、まだ決定したわけでもございませんし、またできれば、一番は新設濃飛横断自動車道が全線新規で開通するのが一番理想ではないかと思っております。まだこの方向性については定かではございませんので、よろしく申し上げます。

[13番議員挙手]

○議長（伊藤巖悟君）

13番 中島達也君。

○13番（中島達也君）

その点大変重要なことですので、やはり下呂市の考えというのは統一していただきたい。それを、やはり経済団体あるいはほかのいろんな団体とも合意形成をしっかりとやっていただきたい。やはり、まず意見交換をやってくださいよ。議会も含めたり、また県議もアドバイザーとして出席していただいたりですね。下呂市としてどうしたいのかということ、やはり決定していただきたいなと思っております。

済みません。いろいろ申し上げてきたわけですが、29年度本当に濃飛横断ということで、寝ても覚めても濃飛横断ということでやってまいりました、私は。やはり議会には、リニア、濃飛横断自動車道という特別委員会を設置した意味があります。やっぱりこの委員会がある以上は、やはりしっかりやらなきゃいかんという思いでやってまいりました。特に市長には、先ほども申し上げましたように、市長もその議員の立場の中でやはり濃飛横断の必要性をしっかりと訴えてみえたということは私もよく知っていますし、とにかくリーダーというのは、先ほど行政の役割の中で、市長の役割というのはやはり下呂市民の夢をかなえることというふうに思っておりますので、どうか強烈なリーダーシップ、それがトップセールスにつながるんじゃないかなというふうに思

っておりますのでお願いします。

それと、本当に今回も、もう膨大な予算編成をしていただいた執行部の方々に本当に心から感謝を申し上げるんですが、本当に毎日多忙な日を送ってみえることはよくわかっております。やはりこの道路インフラについても今後検討していただきたいことは、道路の必要性というのはみんなわかってみえるんですね。道路の特命理事といえますか、こういったような組織もやはり考えて、やっぱりそういった特化した取り組みも大事じゃないかなというふうに思いますので、これは提案として申し上げておきたいと思います。

あと3分ぐらい残っておりますけれども、一つ市長に精神的な部分で再度お願いしたいことは、若干本来からはずれるかもしれませんが、第35代アメリカ大統領のジョン・F・ケネディ、この人が日本で一番尊敬した政治家を市長は御存じですか。

恐らく上杉鷹山ということで、当時の記者会見場でほとんどの記者が知らなかったと。市長は、議員時代から上杉鷹山の生き方を目標にしてきたということはよく知っていますので、どうかその名言もごさいます。なせば成るといふ後に続く名言がごさいますので、特に市長にはそんな思いで、市長としての役割をしっかりと果たしていただきたいなど、そんなことを最後にも願って終わります。ありがとうございました。

○議長（伊藤巖悟君）

以上で、13番 中島達也君の一般質問を終わります。

休憩いたします。再開は午後1時といたします。

午後0時08分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（伊藤巖悟君）

休憩前に引き続き、一般質問を行います。

5番 今井政嘉君。

○5番（今井政嘉君）

5番 今井政嘉です。

今回のオリンピック、一番有名になったのがカーリング女子。帰国後のインタビューで吉田選手は「正直このまち、何もないよね。このまちにいても絶対に夢はかなわないと思っていただけ、今は、このまちにいなかったら夢はかなわなかったと思う」会場にいた子供たちに向かって「たくさん夢はあると思うけど、大切な仲間や家族がいれば夢はかなう。場所なんて関係ない」その数日後、表敬訪問を受けた市長が、テレビ取材のある中で、感極まって言葉にならず涙ぐむ姿が映し出されました。地方都市で、目標に向かって頑張って、それを支える地方がある。地方都市に元気を与えてくれました。

今年度、市長就任3年目、節目の年に新しい事業、オリンピックで湧いた北見市同様、夢がある平成30年の幕あけとして、市長裁量枠重点実施事業27事業から今回3点、そしてあらゆる計画を立てる上で、重要なポイントである市民の声についてお聞きします。

1つ目、健康をキーワードにしたポイント付与について。

マイナンバーカードによるマイキープラットフォームを活用して行われる全体のイメージ構想について、マイナンバーカードの普及率はどれだけか。また普及率向上に向けての方法は。個人情報情報の漏えい対策は万全か。

2つ目として、買い物困難者に対する移動販売事業について。

高齢者の事故を未然に防ぐためにも、買い物困難者への支援は急がれます。その対策として具体的な取り組みは。

3つ目として、東京事務所開設について。

関東方面からの下呂市への誘客強化や情報収集と発信を積極的に行う東京事務所開設の具体的な活動と目的は何か。

4つ目として、市民の声を市政へ。

中学生との懇談会、子育て中の女性との懇談会、また市内各地で行った市政懇談会、さまざまなこういう活動を行っていますけれども、最少限の経費で最大限の効果を発揮するには、市民の皆様からの提案などをダイレクトに聞ける仕組みづくりが必要だと思われまますが、その対策はいかがでしょうか。

以上4点、一括にて答弁ください。

○議長（伊藤巖悟君）

順次答弁をお願いします。

市長。

○市長（服部秀洋君）

それでは、まず初め、1番目の健康をキーワードとしたポイント付与についての答弁をさせていただきます。

まず、マイキープラットフォーム構想と申しますのは、マイナンバーカードを活用し、公共施設などのさまざまな利用者カードを1枚で対応できるようにし、データを端末上ではなくインターネット上に保存する使い方で、国が管理するクラウドに保存することをいいます。

また、各自治体が住民に付与しているポイントや、クレジット会社などの民間ポイントを自治体ポイントとして集約し、地域商店などで利用できるようにすることで、住民の公益的活動の支援と地域の消費拡大につなげようとする国のプロジェクトでございます。

私は、この利点を活用し、現在申し上げております健康をキーワードにした活用法に何だか生かせないのか、あわせて下呂市においてどのような利活用方法があるのかを探るために、昨年2月に職員による研究チームを発足をいたしまして、平成30年度事業として取り組むことといたしました。

先日の施政方針のほうでも申し述べましたが、自分の健康は自分で守るという認識を楽しみながら身につけてもらう仕組みとして、健康づくりにつながる行動に応じたインセンティブを、減塩食品や商品券と交換できる特典ポイントとして付与する事業を計画いたしました。ポイ

ント付与に当たっては、マイナンバーカードのマイキープラットフォームの活用も視野に入れながら、取り組みを進めてまいりたいと思っております。

まだまだ多くの課題があるとは思いますが、少しでも、市民の皆さんのいろいろな場所での健康づくりと、利便性の向上に向けて取り組んでまいりたい、そのように考えております。

また、通称「まめかぶらす」としてこの事業を計画しておりますが、詳細につきましては担当部長のほうより説明をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

○議長（伊藤巖悟君）

健康福祉部長。

○健康福祉部長（岡崎和也君）

下呂市では、一人一人が、自分の健康は自分で守るという意識を持ち、健康づくり、つまり生活習慣の改善に取り組むことで、全ての市民が健康で長生きすること、健康寿命の延伸を目指し、併せてふえ続ける社会保障費の抑制を目的として、個人の主体的な予防・健康づくりを推進するためのインセンティブとして、健康づくりにつながる行動に応じてポイントを付与する「健康げろポイントラリーmameca+」と銘打った健康づくり事業を計画しています。

歩くことの健康効果は大きく、国も、1日の目標歩数を定めて歩くことを推奨しています。健康日本21においては、成人男性で9,000歩、女性で8,500歩、高齢の男性で7,000歩、女性で6,000歩が目標とされていますが、昨年3月に実施した下呂市の市民生活アンケートでは、1日1時間以上歩く、つまり1日約7,000歩以上歩く人はわずか28.5%、週1回以上スポーツをする人は15%で、下呂市民は極めて運動不足であるという結果が出ています。

こうしたことから、地域において多数を占める、健康づくりに無関心な層をターゲットとして、日常生活において一般的な、歩くという行為に着目した健康ポイント事業を展開することとしました。

しかし、健康づくりのための運動習慣はとかく続かないものです。この事業では、民間のノウハウを取り入れることで、楽しみながら参加でき、なおかつ継続できる仕組みを採用しました。具体的には、歩数に応じて付与する努力型ポイントや、健康診断の受診、健康づくりイベントへの参加に応じた参加型ポイント、体重や腹囲のサイズ改善に応じた成果型ポイントを設定し、ポイントを集める機会をふやします。また、歩数を歩行距離に換算することで、例えば名所旧跡をめぐるバーチャルのウォーキング大会などのイベントにより、多くの人と競う楽しみを感じていただくこともできます。

歩数やポイントは、参加料と引きかえにお渡しする活動量計が記録し、定期的に振興事務所等に設置してあるリーダーライターを通じてサーバーに送ることができ、サーバーで管理されます。さらに市営運動施設には、筋肉量や脂肪量等を計測する体組成計を設置し、歩行数などの運動量に応じた体の変化を知ることもできます。そして、集めたポイントに応じて減塩食品や商品券と交換できる特典を設け、市民の方には楽しみや張り合いを持って取り組むことを可能とし、生活習慣の改善につなげます。

対象者については、今のところ20歳以上の下呂市民を予定していますが、1年間で500人、3年間で1,500人を考えております。

スケジュールについては、6月にPRを開始し、7月から申し込み受け付け、8月に参加者決定と活動量計の配付、9から12月までを期間としてポイントラリーを行い、1月以降にポイントの交換を予定しています。

次年度以降については、年度当初から事業実施の予定でございます。

もちろん減塩による健康づくりも引き続き推進してまいります。日常的に塩分を多くとることは高血圧につながり、脳や心臓、腎臓等の血管を傷つけ、最終的に脳血管疾患や心疾患、腎臓病による透析につながります。昨年度からは、ロータリークラブを初めヘルスマイトなど、市民の皆さんと進めている減塩の取り組みを含め、食習慣の改善、運動習慣の定着による生活習慣の改善に取り組むことで、健康なまちづくりを図りたいと考えております。以上でございます。

○議長（伊藤巖悟君）

総務部長。

○総務部長（星屋昌弘君）

私のほうからは、マイナンバーカードの普及率と、それから個人情報漏えい対策はということにつきまして、御答弁させていただきます。

マイナンバーカードの普及率でございますけれども、平成30年2月末現在のデータが今入っております。申請数は3,416件で申請率のほうは10.1%ということで、やっと2桁になったというところでございます。これは県の平均の10.01%を少しだけ上回っておるという状況でございます。

普及向上に向けての今年度の取り組みでございますけれども、議員の皆さんもご存じのように広報げろにての紹介を今年度は4回やっております。それからケーブルテレビでの紹介も、昨年11月に行わせていただきました。ホームページでのお知らせもしております。また、下呂地域のみではありますけれども、税務課の協力も得ながら、確定申告会場にて顔写真を撮影し、その場でマイナンバーカードの申請が行えるコーナーを設けております。こちらの影響もここへきて少し伸びておるというところに影響しておるのかなということも考えております。

開設して半月ほどですけれども、この確定申告会場での申請数でございますが、昨年の月平均が大体45件というところだったんですけれども、この申告会場だけですが2月16日から始まりまして3月6日までで66件の方に申請をさせていただいておるというところでございます。

さらに、マイナンバーカードを活用したコンビニ交付、3月5日からスタートしておりますが、これも広報げろで紹介させていただいておりますけれども、市内のコンビニの店頭にて啓発用のポスターを張ったり、当日の開会式に当たりましては、市長みずから住民票等の発行を行うなど、その啓発に努めておるというところでございます。

それから、個人情報の漏えいについてはということなんですけれども、コンビニ交付に関してでございますが、交付機器の操作というのは本人が行いますので、お店の方がかわるというこ

とはございません。カードを万が一置き忘れられましても、暗証番号がなければ悪用されるということとはございません。情報は、暗号化されたデータを専用の回線を経由して送りますので、他へ漏れるという御心配もございません。交付が済むと機器に情報が残らないような仕組みとなっております。

コンビニ交付の活用に関しては、平成30年1月の開催の下呂市個人情報保護審査会でも了承をいただいております。また、カードとパスワードを記入したものを決して一緒にしない、管理を一緒にしない、カード利用の注意点等について併せて啓発を行っております。

以上のように、とるべき対策はしっかりとらせていただいておりますので、御安心して活用していただければというふうに思っております。以上でございます。

○議長（伊藤巖悟君）

健康福祉部長。

○健康福祉部長（岡崎和也君）

2番目の、買い物困難者に対応した移動販売事業についてでございます。

平成30年2月末で、市内のAコープのうち中原店、西部店、上原店の3店舗が閉鎖となりました。これらの地域では、Aコープが最も身近な商店の一つであったかと思えます。

一方で、本市の高齢化率は、平成30年1月末日時点で38.2%と過去最高を更新するとともに、ひとり暮らしの高齢者世帯は、平成29年度当初の時点の数字でございますが、2,122世帯、高齢者のみの世帯の割合も1,873世帯と年々上昇を続けております。

こうした高齢化の進展、独居老人世帯及び高齢者のみ世帯の増加とAコープの撤退が相まって、買い物が困難な状況に置かれることとなる市民がふえることが予想されます。買い物弱者への対策としては、親族や地域による支援を初め、生協、移動販売事業者、ネット販売など利用促進などが考えられるところですが、いずれも決め手となるものではありません。

しかしながら、移動販売事業者の方々から利用者の状況をお聞きすると、80歳以上の独居の高齢者の中には免許を持っていない方も多く、また生協やネット販売にも精通しておらず、昔から商品を手に取り購入する傾向が強い方が多いとの状況を聞かせていただきました。また、80歳を超える方々の移動可能距離が想像以上に短いことや、重い荷物を持ち運ぶ能力を持ち合わせていない方が多いことも聞かせていただきました。

こうしたことから、市では、平成30年度から下呂市移動販売モデル支援事業助成金を創設し、3年間のモデル事業として民間事業者の皆様のお知恵をいただきながら、買い物弱者支援の創意工夫を進め、有効な買い物弱者支援策の構築につなげていく考えです。

具体的には、日常生活に必要な食料品及び日用雑貨品等の買い物が困難な状況に置かれた地域で、高齢者の見守りなど社会貢献を兼ねて移動販売を行う者に対し、その運営経費の助成を行います。助成の上限は160万円、移動販売のモデル事業として公募いたします。以上でございます。

○議長（伊藤巖悟君）

市長。

○市長（服部秀洋君）

3番目の、東京事務所開設について答弁申し上げます。

まず、目的のほうでございますけれども、下呂市の最上位計画でもあります第2次総合計画の重点プロジェクト、人口減少対策を踏まえまして、下呂市に関心のある方、郷土出身者、常に下呂市に旅行などで訪れていただいている方、ふるさと寄附を定期的にいただいている方、そして下呂市出身の学生など、何らかのかかわりを持つ方を関係人口と定義づけておりますが、改めて、日本最大の市場である首都圏において、まずは下呂市との関係をお持ちの方々と交流を深めていくことを目的としております。最終的には、下呂市に移住定住に結びつく人、Uターンされる方を少しでもふやしていく、それをもろん目指してまいりたい。当然、2020年東京オリンピック・パラリンピックに関するまでの間の情報収集、また2027年のリニア岐阜県駅開業に向けて、関東方面の方々とは常々コンタクトをとること等も必要ではないかと考えておりますので、そんな目的から設置をさせていただきます。具体的な活動につきましては担当部長より説明させていただきます。

○議長（伊藤巖悟君）

観光商工部長。

○観光商工部長（細江博之君）

下呂市ではかつて、平成18年度から20年度及び平成22年度から23年度の5年間、岐阜県の東京事務所に籍を置きまして、主に市町村等実務研修生として業務に従事していました。派遣の目的としましては、職員の知識や技能の習得、それから市町村行政の効率的な運営に寄与することを目的としていました。業務内容は、岐阜県東京事務所における岐阜県事業の連絡調整や情報収集を初め、関係官公庁や県選出国會議員等への定期的な訪問や相互情報交換、主に岐阜県が主催するあらゆるイベントに出席などしてきました。

その一方で、下呂市に関する業務として、新宿区との連携事業の実施と交流促進、首都圏における大学訪問、それから下呂市内の農産物や特産品の販売促進や知名度向上、市長等の東京出張時の随行や、下呂市に関係した事業所等訪問をして最新情報の提供など独自の活動も行ってきました。

当初から見ますと6年経過していますが、変わることなく引き継がれている人脈や、ふるさと下呂市を応援してくださる方々が、今に至ってもふるさとを思い、何らかの形で支援、応援をいただいております。この6年間のブランクを感じさせない熱い思いがございます。

2020年東京オリンピック、それからパラリンピック、2027年リニア中央新幹線開通を視野に入れた準備や活動は申し上げるまでもございません。30年度には、首都圏及び下呂市における関係人口といわれる方々との交流と増加促進イベントを双方で開催したいと考えております。これは、岐阜県人会から始まり、東京飛騨会、東京下呂益田会との定期的な意見交換会などは進めてまいりましたが、これからは、今の下呂市を知っていただくために、下呂市内でも開催を予定してお

ります。今までは、観光大使という枠組みの中で交流を進めてきましたが、今後は関係人口に相当する人の実態把握や維持・発展につなげていきます。下呂市に長い間住んでいながら、首都圏などで活躍されている方々の気持ちや、自分たちとしても何かできることはないかといった気づきが双方で生まれてくるようなイベントを開催したいというふうに考えております。

さらに業務においては、観光のみにとらわれない、市役所内の関係部署における横断的な首都圏での活動を総合的に支援していきます。この2月には下呂中津川両市におきまして、首都圏での関係人口イベントにおいて、両市に対する取り組みや将来に向けての活動について、ゆかりのある方々からの応援メッセージをいただき、下呂市東京事務所設置に向けての全面的な応援体制ができつつございます。そのイベントでは、親の出身地の下呂市へ移住することを決めた方、30歳ぐらいの御夫婦でございましたが参加をいただきました。下呂市ではそういった方々を後押ししてふやしていくことの必要性を感じております。

以上のことを踏まえながら、首都圏域と下呂市の橋渡しの一翼を担う人材を派遣して、東京事務所を設置していく所存でございます。以上でございます。

○議長（伊藤巖悟君）

市長。

○市長（服部秀洋君）

それでは、4つ目の市民の声を市政へということに答弁をさせていただきます。

現在は、市民の皆様からの提案などをダイレクトに聞く仕組みといたしましては、例年実施しております市政懇談会、将来を担う若い世代から意見を聞く機会といたしまして市内の中学3年生との懇談会を実施しております。そして、ことしから新たに子育て世代の女性との懇談会も開催をしたところでございます。それぞれに世代が違いますので、皆様からの御意見や御提案なども当然違ってまいります。特に中学3年生との懇談会では、地域活動への参加やボランティア活動など、郷土・下呂市への愛着を持っている中学生ならではの視点から意見、提言もいただいたところです。

これらの懇談会は、市民の方々と顔と顔、膝と膝とを突き合わせたものとなりますので、話の内容や、その方がお持ちの考え方、伝わり方など、私自身、本当に意義のあるものでないかと感じております。今後も多くの市民の方々と懇談が持てるよう、このような懇談会は引き続き開催をしてまいりたいと考えております。新年度につきましては、新たに早朝ウオークミーティング、歩きながらの懇談会を計画しておるところでございます。

ただし、多くの市民の方々からの御意見を頂戴することは大切であると考えておりますので、議員御提案のインターネットを活用した町民全員会議につきましては、まさにデジタル時代のデジタルをうまく活用した手法として参考とさせていただきたいと、そのように考えております。以上でございます。

[5番議員挙手]

○議長（伊藤巖悟君）

5番 今井政嘉君。

○5番（今井政嘉君）

まず、健康をキーワードにしたということで、このマイナンバーカードによるマイキープラットフォームというものを活用するというは、わからないことはないんですけど、逆に聞きたいのが、10%しかマイナンバーカードを皆さん持っていない、それで先ほど答弁にもございましたけど、20歳以上の500人ということは、平成27年のデータだと生産人口、15歳以上の人口が下呂市の場合1万7,000人と、ただそこを割ってでも1万6,000人で、それで500人という、これ実に3%の人間なんですよね。3%の人を対象に、それで10%のカードしか持っていない、それで健康をキーワードにしようと思って、そのマイナンバーカードを普及したいからこれをやるのか、そのために健康をキーワードにしてポイントつける。ポイントをつけることにというのは、名物チョイスというものも出ていますけれども、マイナンバーカードからここへ入ろうと思うと、先ほど言ったカードリーダーがないと入れないわけですよね。それが各振興事務所に置きますよということなんですけど、これって本当に普及するんだろうかということは、私非常に疑問に思いますので、この部分は余り積極的にここでやりますと時間がございませぬので、この部分は本当に疑問として思うということだけお話をさせていただきたいなと思います。

その中でちょっとお聞きしたいのが、今度、東京事務所の件をお聞きしたいと思います。

東京事務所の本当の目的というのが、そういう移住定住であるのであれば、その目標数字、どれぐらいの目標を持ってみえるのか、どういうことを移住定住でやられるのか、その辺はやっぱりしっかりと示していただきたいなと。そうでなかったら、東京で、今るるいろいろ言われましたけれども、1人の職員が何を目的にどうしていくのか、そこが非常にやっぱり見えにくい部分だと思います。別にその職員さんが遊んでいるとかそういう意味じゃなくて、やはり目標をしっかりと定めて、その目標に向かって、きょうどうだった、あしたどうすると、そういうPDCAサイクルを日々日々回せるような、そういうことがこの計画にあるのかないのか。あるんだったら簡単に、なければないで教えてください。

○議長（伊藤巖悟君）

観光商工部長。

○観光商工部長（細江博之君）

こうした事業は、これまでも、先ほど申し上げましたが、東京事務所は交流人口の増加でありますとか、そういうところにこれまでも重きを置いておりましたということと、それから市町村研修ということでやっていましたが、今回、先ほど申し上げましたが2020、これについてはオリンピック・パラリンピックがあるということで、当然人の動きでありますとか、ビジネスチャンス、そういうのは絶対にあると思います。それから2027、リニアにつきましたはあと9年になりましたけれども、人、それから物、こと、大きな動きが必ずあるはずなので、そういったところに重きを置いておりますが、先ほど申し上げましたけれども、東京で活躍してみえる、観光大使で言いますと50名ほど登録されておりますけれども、いろんな情報の中で、帰って来たり、それ

から大学等いろいろな連携もありますけれども、いろんな情報がまずわからない。例えば移住定住ですと、いろいろ支援がございます。それから就労でもいろんな支援がございます。移住定住も支援がございます。そういった情報がわからないということで、今回、観光のみならず、いろんな情報を集約しながら、そういう情報を求める方に、特に観光大使を通じてお流ししたい。それから、大学に行ってみえる方がたくさん見えます。そういう方たちにお流ししたいということから始めて、まだ具体的な数字はつかんでおりませんし、大きなPDまではつくっておりませんが、まずそういうところから始めて、そこからしっかりした計画をつくりながら目標の数字、そういったところを計画の中に入れていきたいというふうに考えております。

[5番議員挙手]

○議長（伊藤巖悟君）

5番 今井政嘉君。

○5番（今井政嘉君）

先ほど市長も、関係人口という言葉をお使いになりましたけれども、市長が思う今の東京事務所のイメージ、要するに東京に下呂の事務所、これ県とかそういったところとの連携とか、そういったことを図らずに市の単独事業でやられるということを聞いておりますけれども、市の単独事業で、そういう東京にこれを置くことによって、下呂市にとって本当にこういうイメージだよと。市長の場合、僕は数字はいいと思うんです。イメージだけどういうイメージを持たれているかを教えてください。

○議長（伊藤巖悟君）

市長。

○市長（服部秀洋君）

まずは、今、観光大使としてお願いしておる方々でも、本当に下呂市のことを一生懸命心配してくださっておる方がお見えになりまして、実は今度、そういう方に顧問という形でお願いするようなことを考えておるわけですが、そういう方々に、まずはいろんな中央で活躍しておられる方々を紹介していただく中で、もちろんそういう方の中には年間数百人ということで下呂市にお客様を送ってくださっている方もあります。そういう面から考えて、この東京事務所、オフィスはシェアオフィスというようなことで考えておりますけれども、その中でも情報収集は当然できますけれども、そういう方々を通じてうまくこの下呂市の発展につながるような方向で進めていきたい、そのような考えを持っております。

[5番議員挙手]

○議長（伊藤巖悟君）

5番 今井政嘉君。

○5番（今井政嘉君）

そうしましたら、市長の所信表明の中でも、また今回の一般質問の中でもよく言われているんですけど、官民一体の考え方についてちょっとお尋ねしたいなと思います。

このことは、例えば東京事務所を1つ持とうと思っても、東京事務所を持つ、もちろん観光のみではないということもお話ありましたが、やはり観光立市下呂市ということであれば、東京のお客様を下呂に呼ばないというか、東京事務所は一切観光とは関係ないですよというスタンスではないと思います。ということで考えたときに、下呂には観光協会とかいろいろ伺います。そういった団体の方々と、この東京事務所を持つに当たっているんな意味で、持つまでの間の事業計画とか事業参画ですね、そういう先ほど言われていました下呂の観光大使ですか。その方々の御意見をいただいたということなんですけれども、この地元のほうの今度御意見もいただいて、こういう事務所の設置に至ったかどうかをお聞きします。

○議長（伊藤巖悟君）

市長。

○市長（服部秀洋君）

先ほど部長も答弁いたしましたけれども、観光だけに特化したわけではないということで、まずは情報収集含めいろんな面での東京との関係を密にするということでございますが、当然これから東京事務所としての仕事は、もちろん行政全般にかかわるものでございますので、当然観光の分野でもつながってくるわけでございます。また、今議会でこの提案が通過いたしました折には、この件につきまして関係の方々とお話をしながら今後のますますこの東京事務所の職員が生きるような方向で進めてまいりたいと、そのように考えております。

[5番議員挙手]

○議長（伊藤巖悟君）

5番 今井政嘉君。

○5番（今井政嘉君）

今、まさに市長がおっしゃったみたいに、どうしてもこの議会という行政の動き方というのは3月定例会において予算がこの議会で承認されなかったら確かに進んで行かないと思います。だから、どうしても4月、5月というのはスタートダッシュが非常におくれるんじゃないかということは、これは思います。これは私も議員として考えます。ですから、例えば私こういう本当にいい事業、4月からすぐにスタートしたんいだというような事業に関して言えば、逆に9月ぐらいからもう議会のほうも委員会にも、こういうのを来年度予算として来年度こういう事業をやっていきますよということを、議会も含めて、またいろんな関係者等含めて、それで官民一体となって、もちろん予算が通らなきゃだめだということもわかりますけれども、予算が通る前にこういったものがもう来年、要するにこの秋口ぐらいから、来年はこうなるんだというものが、わくわくとするようなものにするような今後予算立てをしていただきたいなというか予算計画というか、今後の事業立てをしていただきたいなということを、これは要望として申し上げておきます。

それで、あと市政の、先ほど私特にインターネットでという話は再質問でしようと思ったら市長のほうに言っていたのであれなんですけれども、町民会議というのもこれやっている

ころ実際ございますし、また、「ちばレポ」といまして千葉市が本当にささいなことから、ささいなことと言ったら失礼なんだけれども、例えばベンチが傷んでいる、道に穴が開いている、こういったものを、ちばレポというものを千葉市がつくって、それが全国の自治体に今度は千葉市がそのシステムを売るぐらいやっているということも聞いています。中にはラインとかフェイスブックとかでやっているところも聞いています。ただし、これは私の主観なんですけれども、ラインとかフェイスブックというのは、どうも入りやすいんですけど余り活用されていないというのが私の感覚です。それに対して「ちばレポ」というのは、千葉市のホームページを見てもらうとすぐに出てくるんですけど、本当にリアルにそういったものが市民の声が聞けるようになっています。ですから、その辺は実際私らの年代よりももっと若い職員さんのほうがこういうのは早いと思いますので、その優秀な職員さんに、ぜひともそういったものの研究をしていただければいいなということを思います。

それで、一例だけ申し上げます。お隣の高山のほうにうちの息子たちが高校のとき通わせてもらったんですけど、そのときに、初めて県を制覇しました、その大会。その部活動が初めて県を制覇したときに、その部活動がなぜ県を制覇したかということで、懇親会に今の高山市長にも来ていただきました。それでその中で1年間の剣道部の活動を市長に報告申し上げましたら、その中で、うちの息子が通っていた剣道部は、全国いろいろな大会があって、その中に何々市長杯剣道大会、何々市長杯剣道大会というのが幾つかありました。それを見た市長は、その日の晩にその懇親会場で、高山市長杯剣道大会をやったら君たちは協力してくれるかということを私らじかに受けまして、もちろんやりますよということで、それが今第6回になっています。去年は60校以上集まって約1,200人の方が来ています。これって市長の全く独断でやったわけじゃなくて、市長がそれを判断したときにすぐ部下の人たちはちゃんとそれに見合うだけのことを仕事をしていただいていると思います。ですから、私は先ほど北見市のお話をしましたけど、北見市だって別に今カーリング、ここがあったから今があるのはそれ以前に何かがあって、それで市長が涙ぐむぐらいの表敬訪問で、ということは何があったか私もわかりませんが、本当に市民と行政が一緒になってあれを頑張ったから今の結果があると思います。そういった意味では、先ほど中島達也議員もおっしゃいましたけれども、市長の判断で、やっぱりこの夢っていうのは実現できるんじゃないかなと。とてつもないお金のかかることを私お願いするわけじゃないです。むしろ子供たちというか、これから下呂市を担う人、もしくは今実際若くて世界的に頑張っている人なんだけど下呂市内では余り有名じゃない人、そういう人も行政マンだったらわかるはずですよ。そういう人たちに、私光を浴びせるのも私市長がその人にスポットライトをぽっと当ててやるのが、私それは別に平等の範囲を超えたとかそういうことを思わないと思いますので、そういう考え方、明るい夢のある下呂市をつくらなかったら、せっかく東京に事務所を持って若者が来たいというまちじゃなかったらもったいないような気がするんですけど、その辺市長どのように思われますでしょうか。

○議長（伊藤巖悟君）

市長。

○市長（服部秀洋君）

今、北見市の話もいただきましたけれども、本当に今市内でも高校生も、唯一1校であります清風高校の生徒が、全国大会で頑張ってくれたりしております。そんな彼らを励ます目的で、今までの[※]しらさぎ賞とかの設定はしておりますが、まだまだスポーツ以外にも、いろんな面で活躍をしてくれておる若い方々がお見えになるわけです。その1人として、昨年リオのオリンピックで閉会式に出られた、パラリンピックでおられた大前さんもお見えになりますが、私もそういう方々とお話をする中で、また先般もちょうどこの当市において、東海4県のスポーツ推進委員の方々の大会がございまして、その席上でも大前光市さんにすばらしいパフォーマンスを披露していただきました。そういう面から、下呂市ではいろいろ功労者規定、表彰規定等もございしますが、注目されておる方にはそういうスポットを当てることも必要ではないかと思っております。

今後また、改めてこの条例を見直すのではなくて、私の独自の判断でまたそういうようお願い、また下呂市をしっかりPRしていただく方には脚光を浴びていただけるような方向で何らか考えていきたい、そういうふうと思っております。

〔5番議員挙手〕

○議長（伊藤巖悟君）

5番 今井政嘉君。

○5番（今井政嘉君）

特に、今年度初めて市長重点枠というか市長枠というような形で、こういう予算が組まれています。行政の方々といろいろお話をすると、やはりどうしても平等の立場というか平等性というのを非常に重んじます。それはもちろん当然だと思います。税金を使わせていただく以上、それは当然のことだと思います。しかし、先ほどちょっと私皮肉のように言いましたけれども、今回の健康をキーワードにしたやつは、たった500人、3%の方々にこれをぶつけるのかということで、ちょっと本当に皮肉ったようなことを言ってしまいましたけれども、本当に平等だったら、もう少しやり方があるんじゃないかなと思います。

それとはまた別に、市民が本当にうれしいのというのは、私たちは、やはり議員として14名選ばれました。市長は1人選ばれただけでございますので、その部分は、私市長の本当に独断で、市長の特別賞とか市長何とか賞とかというもので、若い子たちに、本当にやる気がある若い子たちを、もっともっとそういう表彰を贈ることによって、新聞なんかにも取り上げていただける可能性もありますし、それにどれだけの経費がかかるかとかそういうのは私はわかりませんが、その辺をやはり私いろんな意味で先ほどのわかあゆ賞とかありますけど、それはそれでももちろん重要なことだと思います。しかし、それとはまた別枠というか、今回これだけの膨大な予算の中で2億数千万という市長特別枠ということを設けたわけですから、そういった意味で市長がもう少しはっきりその辺を、最後ちょっと時間ないですけど、一つ言っていたいただければありがたいかなと思います。

○議長（伊藤巖悟君）

市長。

○市長（服部秀洋君）

しらさぎ賞ではなくわかあゆ賞です。御訂正いただき、ありがとうございました。今の御意見、大変貴重な意見と賜りました。私もこれで半期終わったわけですが、残りの半期に向けて、しっかりとその辺自信を持って誇れるような事業について取り組んでまいりたい、そのように考えております。以上でございます。

[5 番議員挙手]

○議長（伊藤巖悟君）

5 番 今井政嘉君。

○5 番（今井政嘉君）

本当に時間がございませぬけれども、本当に夢のあるような30年度にしたいなと思いますので、私ども議会も執行部と一緒に頑張っていきたく思いますので、よろしく願いいたします。以上でございます。

○議長（伊藤巖悟君）

以上で、5 番 今井政嘉君の一般質問を終わります。

続いて、14番 中野憲太郎君。

○14 番（中野憲太郎君）

14番 中野です。

通告してあります2点について質問させていただきます。

その前に、あさって3月11日は、未曾有の東日本大震災から7年を迎えるということで、非常にまだまだ復興が遠いというようなことを、マスコミ関係の記事を読んでおりますと出ております。きのうから何人かの議員さんが未曾有の震災についてもいろいろお見舞い等を申し上げておりますけれども、私からもお見舞いを申し上げます。思えば3月11日、7年前の、ちょうどこの会議場でしたが、ちょうど会議、執行部の皆さんも議員全員の議員の皆さんも出て会議中でした。その会議を最後までやり遂げて、2階へおりて総務課でテレビを見させていただいて、女子の職員の方がキャーと騒いでいるのを画面を見て、映画を見ているような、悪い表現だったらごめんなさい、本当にそのような画面を見て、足が震えながら家へ帰ったことを覚えております。

そういう中で、仙台出身の羽生結弦君、彼も練習中だったということですけど、フィギュアの練習中に仙台の起きたというようなことでございます。しかし、あれだけのことを乗り越えた人は、やはり右足の骨折にも負けず、世界一を連続で取ったというようなことは非常にすばらしい、世界中ですけれども震災時だけでなしに、本当に世界中の人々に感動を与えたのではないかと、そのようなことを思っておりますし、15歳のロシアの選手初め藤井聡太君とか、本当に若い人たちが今世界で、若い人たちがスポーツ、また文化、いろんな面で出てきていると、非常にすばらし

い、これから東京オリンピックに向けていろんな面で精神面も鍛えられるのではないかと考えておりますし、イチロー選手がまた5年ぶりにマリナーズへ復帰したというようなことで、5年半前にヤンキースへ自分から名乗り出て、申し出て行って、そしてマーリンズを超えてまたシアトルへ、きのう記者会見をやっておりましたけど帰ってきたと。その中でやはり発言が、メディアの方から「目が潤んでいますね」と言われたら「これは時差ボケの目で、目が潤んでいるんだ」というような言い方をしておりましたけど、何かああいう一つ違う人は、発言の中にもいろんな意味を持っているのではないかとというようなことを思っております。

先ほど、今井政嘉議員が「そだねー」の北見とカーリングの話もされていましたが、本当にあの5人の方たちの一人一人の意見を聞いても、本当に何か、なるほどなというようなことも感じますし、そういう意味で、こういう自治体の首長が掲げたマニフェスト、公約。公約というのは公衆という意味ですね。公衆というのは一般の、社会一般の人のことを公衆と言いますが、その公衆の方に向けて発言をすると、約束をする。これが服部首長の皆様への誓いというのが、2年前に出されて、3年目を迎えるというようなことで、きのうきょうと発言いろいろございます。7つの項目を掲げてみえます。そういう中で市長の公約の進捗状況、公約実現のおくれ、もしくは達成できない、また半ばかというようなものについてはどういうものがあるのか。またその要因をどういうふうに分けて分析を自分でして今後どういうふうに行動に移していくのか、そういう点の一つお伺いしたいというようなことでございます。

その中には、高齢者と子育て世代に向けた福祉政策の強化、これには在宅介護の、きのうから議員の皆さんの答弁にも答えてみえますけれども、在宅介護をもっともっと充実しなければ、今後の高齢化社会に向けて自治体としてはやっていけないという発言もございました。年間宿泊数の130万達成に向けて努力、これにはやはり観光、広域の観光を広めるためには、やはり2つの道の駅が[※]ございますけれども、2つの今下呂市にある道の駅はルート41号にはない、それを萩原町に道の駅をつくるという計画も公約の中にはございました。そういう点に対してどういう考えを持ってみえるか。

また、若者のために仕事の創出と市外へのセールス強化、これには先ほどからもあります1回東京事務所をつくってありますけれども、また、今年度30年度から、最終日議会の議決が得たら東京事務所の開設に向けて、関東方面、また東京での下呂市、下呂温泉のアピールに向けていきたいというようなこともございます。

そしてきのうからも、いろいろ議員の皆さんから質問ございます、尾里議員からも質問ございました農林業、一次産業の課題改善、発展に尽力するというマニフェストもございます。それからインフラ整備、対話と融和のあるまちにしますという公約、いろいろ今申し上げましたけど、この公約について公衆の皆さんに対しての約束の半ばのところはどういう点かという点をお伺いしたい。

2点目でございますけれども、下呂市の健全な生徒・児童の育成のために、これは市長、副市長また教育長等にお考えを聞きたいと思っております。生徒・児童の小・中学校、この間卒業式が行わ

れました。そういう中で、今年度は29年度の卒業式ということでございますけれども、馬瀬中学校の生徒さんが萩原南中学校へ来て、そして卒業式を迎えるというような、非常に何とも感慨深い卒業式もございました。そういう中で、生徒・児童の学力のレベルは下呂市はどのような今状況なのか。また2番目に、私はスマホの影響というのを掲げましたけど、これは携帯・スマホ等でおきまして、メリット・デメリットいろんな面でございますけれども、自治体の中には、学校では当然だと思いますけれども、下呂市においても、携帯を持たせないというようなことを掲げている市もあるというようなことも聞いております。それはやはり学校の関係者というよりも学校の保護者さん、また育成会、PTA会の皆様方が児童の親御さんたちと相談して決められることだと思いますけれども、下呂市の今の小・中学校スマホ・携帯の実情はどうなっているかという点も聞きたいと。それから、思考力を高めるために読書をする習慣を身につけるべきではないかと、これは今のスマホ・携帯にもかかわってくることなんですが、やはり読書力が落ちていっているのではないかとというようなことでございます。それにはその次の質問と一緒にかかわる点がございまして、今要望の強い萩原地域での図書館建設に向けて、12月議会にも質問させていただきましたけれども、どう進んでいるのか。この辺について回答いただきたいというようなことでございます。

最後ですけれども、国が進めている学習等の支援のコミュニティー塾、コミュニティー・スクールですか。そういう点についても考え方をお聞きしたいと。これはきのうも中島新吾議員からもたしか質問ございましたけれども、またこの点について、失礼しました。4番 今井政良議員から質問ございました。失礼いたしました。その点についてももう一度考えをお聞きしたいというようなことです。

3年目に向けて、市長が裁量枠を設けるという、この間初日にそういう発言ございました。どうかこの最後の一般質問で、元気と夢を与えるような答弁がいただければ幸いだと思っております。よろしくお願ひします。あとは自席にて質問させていただきます。

失礼いたしました。先ほど私、道の駅で2点というようなことを申しましたけれども、金山のかれん、馬瀬の美輝の湯、小坂のはなももさんですね。3つの道の駅があるというようなことで、2点と申しましたけれども3点でございます。失礼いたしました。

○議長（伊藤巖悟君）

それでは、順次答弁を願ひます。

市長。

○市長（服部秀洋君）

それでは、市長公約の進捗状況ということで御答弁をさせていただきます。

中野議員から元気にやれということでございましたので、笑顔で元気に答弁させていただきたいと思ひます。

就任のときに私は、基本理念は、まちづくりは人づくりというふうで申し上げましたが、その中で6つのマニフェストを掲げさせていただきました。

1つ目は、高齢者と子育て世代に向けた福祉政策の強化等でございます。この中で、現在実現しておること、また新年度それに向かっていく部分でまずはお話をさせていただきますが、介護職員、介護業界の方々の待遇の向上という部分では、先日来申し上げておりますように、新たに初任者研修を実施したり、また介護職員に対する処遇の向上等、またそれとともに人材バンク、トライアル雇用等進めているところでございます。待機者ゼロの目標につきましては、おかげさまで今のところは年度内に何とか待機の方がおらないということで、その辺は引き続き注意しながらまた進めてまいりたいと思っております。

それと、子育て世代の負担軽減のための学校給食費の軽減でございますが、30年度から、まずは中学生の半額負担ということで、これは基金運用により進めさせていただきます。

それで2つ目が、年間宿泊数130万人達成に尽力するというところでございます。これはおかげさまで観光関係の方の御努力をいただきまして、29年度も昨年度には4%ほど伸びておるというところでございます。また市内全域で130万に達するにはまだまだ先がありますが、ぜひともそれに向けてしっかり進めていきたい、そんな意味から30年度東京事務所の開設も目指すところでございますのでよろしく願いいたします。

しかしながら、ご指摘のありました道の駅の部分については、私もマニフェストに掲げた以上、関係の方々等に確認をしながら、何とか進めたい方向で向かっておったところでございますが、やはり現存の道の駅との距離的な部分が非常に重要であると、余りにも現在高山市にある道の駅と距離的に近いというようなことも御指摘いただきまして、それとともに市有地でないところが悪いのではないかなというような話もございました。この辺につきましては今後の課題として、また議員の御指摘もございましたように、41号沿いということでしばらく道の駅はないわけでございます。ぜひともまたいろいろ知恵を絞りながら、進めていく方向でまいりたいと思っております。

そして3つ目でございますが、若者のための新たな仕事の創出と、市外へのセールス強化でございます。これにつきましては、当然、市政懇談会に加え、新たに29年から女性との懇談を始めた、またそして30年に向けては、ウオークミーティングというような形で、もっともっと市内全域に向けて、足を運びながら、そういう皆さんとの意見交換を進めながら市政に反映していきたい、そのように考えております。

この中で、セカンドオフィスの誘致については、これも未達成の事業でございます。この前段として、まず市内の通信環境を均一にしたいということで、金山地域のFTTH化ということで、その前段として進めております、さらなるマニフェスト達成に向けて、この件についても努力をしてまいりたい、そのように考えております。

4つ目でございますが、下呂の宝である農林業の課題改善、発展に尽力するという部分におきましては、今進めております就農支援、また新年度、高山市で開催されますけれども、米の食味コンクールというのが、JAさん、そして私ども3市1村が協力して進めてまいります。ぜひこういうものをきっかけに市内での農業、ブランド化、そして発展するような方向で進めてまいり

たいと思っております。

5つ目でございますが、インフラ整備の件は、おかげさまで私が就任の年に事業化をいただいた、屏風岩、門原でございますけれども、またその事業が一刻も早く進捗するように推進してまいることと、257川上第2工区の部分も事業化をいただいたところですが、まだまだ事業費をしっかりとつけていただきながら全線開通に向けて努力してまいりたい、そのように考えております。そして先ほども御質問のございました濃飛横断、この関係についても、だんだん2027年、リニアの開業が迫っておるところでございますので、しっかりと力を入れて促進をしてまいりたい、そのように考えております。

最後になりますけれども、対話と融和のまちづくり、これにつきましては、先ほど申し上げたウオークミーティング等も含めまして、しっかりと進めてまいりたいと思っておりますし、何よりも下呂市の宝である子供たちが、希望を持ってこのまちに住み続けたいと思ってくれるような、そんな政策を進めてまいります。

いずれにいたしましても、平成30年、私3年目となる節目の年で、今回市長裁量枠ということで一般会計から2億4,000万、そして総額で5億8,800万を事業に使わせていただくわけでございます。しっかりとそれが実となって、私のマニフェストが全て実現できるような形で今後とも努力してまいりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（伊藤巖悟君）

教育長。

○教育長（大屋哲治君）

下呂市の健全な児童・生徒育成のためにということで4点御質問をいただいておりますけれども、私からは、学力レベルについて、スマートフォンにかかわること、国が進めるコミュニティ・スクールの件について、3点についてお答えをいたします。

まず、児童・生徒の学力レベルの件でございますが、平成29年の12月の議会で、中野議員の御質問にお答えいたしましたように、平成30年4月中旬に、国の学力・学習状況調査が例年のように中学校3年生と小学校6年生が参加して実施され、8月ごろにその結果が公表されますので、その後下呂市全体の学力の傾向をお示するという予定でございますので、よろしくお願いいたします。ただ、それぞれの学年において、下呂市は良好なレベルであるとだけ申し上げておきたいと思っております。

それから2点目でございます。学力・学習状況調査におきましては、児童・生徒の生活調査も同時に行われておりまして、スマートフォンの使用時間も調査されております。その中で、国語、そして算数・数学の全国レベルでの平均正答率との関係を読み取ることができます。結果として言いますと、利用時間が短いほど平均正答率が上がる傾向がございます。このことは、いろいろな研究機関などでの分析でも同じ傾向を指摘しております。こうした傾向につきましては、個別の分析の積み上げではありませんので、必ずしもそれが一致していると言いがたいことも申し添えておきたいと思っております。よろしくお願いしたいと思います。

それから実情等のことですが、下呂市におきましては、PTAと小・中学校の校長会が一致してスマートフォンを家庭で利用するというについて約束決め、ルール決めをしております。家庭での保護者と子供たちが、情報機器について使うルールを決めるということで、これも画期的だと思いますけれども、家庭において教育力を発揮していただけるものということで期待をしております。

それから、4点目のコミュニティ・スクールについてでございます。

子供たちの教育につきましては、学校だけで担えるものではないということは明らかでございます。そうした意味で、学校と地域連携のもとで、学校内外での教育活動に御支援をいただき、児童や生徒のよりよい成長を一層進めていくことであると考えております。そして下呂市教育委員会としては、各小・中学校に対して、学校運営協議会設立を推進していけるように支援していくということであると捉えております。この組織の中核となる学校運営協議会の設置は、現時点では努力義務でございますけれども、やがて義務化になると見込まれております。そうしたことを勘案して、平成27年度末のちょうど今ごろでございましたが、小・中校長会で、それぞれの学校の実態に沿った組織の設立準備をしていただきたいというふうにお話をしたところでございます。学校運営協議会につきましては、保護者の皆さんには、各学校でお話させていただきますし、下呂市連合自治会でも、3月8日、昨日でございますが説明をさせていただきました。地域代表としての区長さんには、いろいろな面で御支援をいただくこととなります。今議会におきましても、総務教育民生常任委員会において説明させていただくことにしております。議会の皆様方にもよろしく御理解、御支援のほど、お願いをいたします。以上でございます。

○議長（伊藤巖悟君）

副市長。

○副市長（村山鏡子君）

要望の強い図書館建設について、どう進めていくのかという御質問でございますけれども、昨年12月議会の御質問で、旧萩原庁舎の跡地利用についての御質問をされておりますので、多少重複するところもあると思っておりますけれども御答弁させていただきます。

現在の図書館の状況を少し述べさせていただきます。

現在、市の図書館は萩原図書館、それから分館として下呂図書館、金山図書館、分室として小坂図書室、馬瀬図書室という位置づけでございまして、利用につきまして、図書カードの登録率が25.55%でございます。市民1人当たりの蔵書数は3.2冊でございまして、高山市では3.67冊、飛騨市では4.43冊でございます。また貸出冊数は、市の1人当たりは2.7冊、高山市では5.55冊、飛騨市では5.72冊という状況でございます。現在、旧の萩原庁舎は解体されまして、跡地につきましては整地の段階に入っております、大きな空間が現在生まれております。昨年5月に萩原自治連合会長初め、萩原3区長様から、旧の萩原庁舎の解体工事並びに跡地利用計画についての御要望書をいただいております。市の回答といたしまして、当初この跡地につきましては職員駐車場にするんだという予定であるということをお伝えをしまして、職員駐車場の多くが借地に頼

っているという現状から、職員駐車場としての活用により借地面積を減らす方針の旨を伝えております。また、今後のあり方に対することにつきましては、協議検討をするという回答をいたしております。

ことしに入りまして、2月に下呂市図書館建設要望ということで萩原自治連合会長様初め、3区長、PTA会長、その他各6団体から要望が出ております。昨年12月の中野議員の一般質問におきまして、この場所が、萩原市街地の中心に位置すること、また周辺には子ども園から小学校、中学校、高校があるという教育環境を踏まえまして、市長のほうから学園都市構想という旨の発言をされておられるところでございます。前回、図書館は公園であると、本が人とまちをつなぐと言われたという岐阜メディアコスモスの館長の言葉も紹介をさせていただいたところでございます。読む楽しさ、また調べる喜びなど、図書館利用活動は本に親しむ読書環境の充実でございます。大人の居場所、子供の居場所をつくるということについては、市民が集う場所であるとも考えております。図書館建設についての要望書の回答をする中では、今後の動向について協議していく必要がありまして、東京2020オリンピック・パラリンピックの選手村ビレッジに下呂市の木を提供することになっていることから、終了後のレガシーとしてその木が戻りますので、その木材の活用を含めまして、前向きに捉え、さまざまな皆様の御意見をいただきながら協議検討していく必要があるだろうかと、そんなふう考えております。以上でございます。

[14番議員挙手]

○議長（伊藤巖悟君）

中野憲太郎君。

○14番（中野憲太郎君）

今、市長、副市長、教育長から答弁いただきました。

私は市長に、きょうこの質問をぶつけたのは、医療と教育が充実していない自治体は、平成の大合併以降、少子高齢化の中で必ず衰退していくと。そのためにも、マニフェストにたくさん掲げてありますこの医療の教育の充実をしっかりなし遂げていただきたい。そうすれば、必ずその自治体は生き残っていけるんじゃないかということを思っておりますので、御質問させていただきました。

前はこのマニフェストというのは、細川さん前から、自民党政権、そして細川政権等行く前は、大体マニフェスト、公約という前に、私は何々をつくった、橋梁をつくった、箱物をつくった、過去につくったものを市民の皆さん、町民の皆さんにそれを示して、そして自分の評価を得たことがございます。しかし、現在、当然ですけれども公約、マニフェストという形でやはり首長はその責任をもってマニフェストを貫いていかなければならない。そしてそのためには、議会と本当に対峙するときには対峙し、そして一体となって職員の皆さんと進んでいただかなければならないというようなことを思っております。本当に4年間というのはあっという間に来ると思います。もう3年目の今、30年度の予算が提出されて、今これから常任委員会、予算委員会を経て最終日の議決に入るということでございますけれども、そういう点についていま一度、市長の考え、30

年度に向けての最終日までの考え、また常任委員会、予算委員会において、この予算書の説明に
おいての決意を述べていただきたい。

○議長（伊藤巖悟君）

市長。

○市長（服部秀洋君）

ただいま議員の御指摘がありましたように、やはりまちを存続するために、医療、教育という
のは切り離せないということは、これは本当に私が先日、子育て世代の女性の方々と懇談をした
ときに改めて感じたところでございます。やはり、皆さん方がそろって言われるのは、子供たち
の住環境、もちろん出産についてもそうでございますが、特に今、わざわざ高いお金を使って、
ガソリン代を出してよその公園まで私たちは足を運んで行っているんやと。何で身近なところにも
もっと公園をつくってくれないのかと、そんなお話も聞いたところでございます。そうやって改
めて思い起こしてみますと、公園として整備をしていたところもやはりかなり荒れておったり、
また遊具もどんどん壊れていって撤去したりということで、公園という名こそあれども、なかな
か機能していないようなことが現状でございました。そういう面からも含めて、先ほど副市長が
答弁をいたしました、特に萩原地域というのは保育園からそれこそ高校まで、唯一市内である
のは萩原地域だけでございます。そんな意味からも学園都市構想という言葉がまさにふさわしい
地域、そして先ほど私は道の駅についてはまだまだ未到達というお話をさせていただきましたけ
れども、萩原地域の方々の御要望としては、何とか萩原にもにぎわいがほしいというような意味
で、道の駅の御要望があったのではないかと捉えております。そういう面から考えましたら、副
市長が答弁しました図書館についても十分検討の価値がある。また新たな人の動き、流れが創出
できるのではないかいということを考えております。そんな面につきましてもしっかり進めてま
いりたいと思っております。

いずれにせよ、3年目となる平成30年度、これから議員の皆様には予算等お諮りいただくわけ
でございますが、今までの最高の240億近い一般会計の中で、当然ウエートを占める大型事業等
はあるわけでございますが、先ほど申しましたように、初めていただいた市長枠裁量という部分
ではしっかりこのマニフェストの実現、それによって市民の皆様、下呂に住み続けていただき
たいというような方向に向けて進めてまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたし
ます。

[14番議員挙手]

○議長（伊藤巖悟君）

中野憲太郎君。

○14番（中野憲太郎君）

ありがとうございました。

今、市長から決意その他聞きました。

先ほど副市長が申された中に、私も本当に感動したんですが、幼児からお年寄りまで、本当に

市民の方の居場所、これを一つ市街地に設ける、そして市民の方々がそこへ集い、下呂市の文化、教育を勉強しながら、そして、そこが居場所になり、そして県立の高校生の生徒の待合い場所になったり、いろんな意味で子供さんたちのルールを守っていく場所になれば幸いだと思っています。

どうか2020年東京オリンピックが成功して、その選手村に使われる下呂市の木材が帰ってくるときに、レガシーとして下呂市にいつまでも残ることを期待しまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（伊藤巖悟君）

以上で、14番 中野憲太郎君の一般質問を終わります。

これで一般質問を終わります。

休憩をいたします。再開は2時25分といたします。

午後2時11分 休憩

午後2時25分 再開

○議長（伊藤巖悟君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎議第72号から議第75号までについて（議案説明・質疑・委員会付託）

○議長（伊藤巖悟君）

日程第3、議第72号 下呂市北部学校給食センター改築工事（建築）請負契約の締結について、日程第4、議第73号 下呂市北部学校給食センター改築工事（電気設備）請負契約の締結について、日程第5、議第74号 下呂市北部学校給食センター改築工事（機械設備）請負契約の締結について、日程第6、議第75号 下呂市北部学校給食センター改築工事（厨房設備）請負契約の締結について、以上4件を一括議題といたします。

議第72号から議第75号までの4議案について、提案理由の説明を求めます。

教育部長。

○教育部長（青木克裕君）

議案書の1ページをお願いいたします。

議第72号 下呂市北部学校給食センター改築工事（建築）請負契約の締結について。

下呂市北部学校給食センター改築工事（建築）について次のとおり請負契約を締結したいので、議会の議決を求めるものです。

1. 工事名、下呂市北部学校給食センター改築工事（建築）。2. 契約の方法、事後審査型条件つき一般競争入札。3. 契約金額、6億8,472万円。4. 契約の相手方、岐阜県下呂市萩原町跡津439番地1、日産工業株式会社、代表取締役社長 島秀太郎。平成30年3月9日提出。

提案理由でございます。

下呂市北部学校給食センター改築工事（建築）の請負契約が、下呂市議会の議決に付すべき契

約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条に規定する「議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格1億5,000万円以上の工事または製造の請負」に該当するためでございます。

次の2ページは、入札執行結果公表一覧表でございます。

続きまして3ページをお願いいたします。

議第73号 下呂市北部学校給食センター改築工事（電気設備）請負契約の締結について。

下呂市北部学校給食センター改築工事（電気設備）について次のとおり請負契約を締結したいので、議会の議決を求めるものです。

1. 工事名、下呂市北部学校給食センター改築工事（電気設備）。2. 契約の方法、事後審査型条件つき一般競争入札。3. 契約金額、1億8,306万円。4. 契約の相手方、岐阜県下呂市萩原町上村788番地1、桂川電工株式会社、代表取締役 桂川卓也。平成30年3月9日提出。

提案理由でございます。

下呂市北部学校給食センター改築工事（電気設備）の請負契約が、下呂市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条に規定する「議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格1億5,000万円以上の工事または製造の請負」に該当するためでございます。

次の4ページは、入札執行結果公表一覧表でございます。

続きまして5ページをお願いいたします。

議第74号 下呂市北部学校給食センター改築工事（機械設備）請負契約の締結について。

下呂市北部学校給食センター改築工事（機械設備）について次のとおり請負契約を締結したいので、議会の議決を求めるものです。

1. 工事名、下呂市北部学校給食センター改築工事（機械設備）。2. 契約の方法、事後審査型条件つき一般競争入札。3. 契約金額、4億1,580万円。4. 契約の相手方、岐阜県下呂市萩原町羽根2638番地1、はぎわらe株式会社、代表取締役 金子博之。平成30年3月9日提出。

提案理由でございます。

下呂市北部学校給食センター改築工事（機械設備）の請負契約が、下呂市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条に規定する「議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格1億5,000万円以上の工事または製造の請負」に該当するためでございます。

次の6ページは、入札執行結果公表一覧表でございます。

続きまして7ページをお願いいたします。

議第75号 下呂市北部学校給食センター改築工事（厨房設備）請負契約の締結について。

下呂市北部学校給食センター改築工事（厨房設備）について次のとおり請負契約を締結したいので、議会の議決を求めるものです。

1. 工事名、下呂市北部学校給食センター改築工事（厨房設備）。2. 契約の方法、随意契約。
3. 契約金額、2億5,876万8,000円。4. 契約の相手方、岐阜県岐阜市茜部寺屋敷2丁目3番地、

タニコー株式会社岐阜営業所、所長 宮弘光。平成30年3月9日提出。

提案理由でございます。

下呂市北部学校給食センター改築工事（厨房設備）の請負契約が、下呂市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条に規定する「議会の議決に付さなければならぬ契約は、予定価格1億5,000万円以上の工事または製造の請負」に該当するためでございます。

次の8ページは、入札執行一覧表でございます。

以上、4議案につきまして、御審議のほどよろしくお願いをいたします。

○議長（伊藤巖悟君）

これより、本4件に対する質疑を行います。

質疑はありますか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

議第72号から議第75号までの上程4議案について、お手元に配付しております付託表のとおり所管の常任委員会に付託をいたします。

◎議第76号から議第79号までについて（議案説明・質疑・委員会付託）

○議長（伊藤巖悟君）

日程第7、議第76号 下呂市介護保険法に基づく指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に係る基準に関する条例について、日程第8、議第77号 下呂市介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例について、日程第9、議第78号 下呂市介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例について、日程第10、議第79号 下呂市介護保険法に基づく指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例について、以上4件を一括議題といたします。

議第76号から議第79号までの4議案について、提案理由の説明を求めます。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（岡崎和也君）

議案書の9ページをお開きください。

議第76号 下呂市介護保険法に基づく指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に係る基準に関する条例について。

下呂市介護保険法に基づく指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に係る基準に関する条例

を別紙のとおり定めるものでございます。平成30年3月9日提出。

提案理由、居宅介護支援事業者の指定権限が市に移譲されたため、指定に関する基準等を定めるため、当該条例を制定するもの。

条例要項にて説明させていただきます。

23ページをお開きください。

下呂市介護保険法に基づく指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に係る基準に関する条例要綱。

1. 制定理由。地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律により、居宅介護支援事業者の指定権限が市に移譲されることに伴い、指定に関する基準等を定めるため、当該条例を制定するものです。

2. 概要。(1)当該条例の趣旨を規定するものです。1条関係でございます。

(2)当該条例の用語の意義は、上位法の例によることとします。2条関係でございます。

(3)法人でなければ指定居宅介護支援事業者の指定を受けることができないこととします。第3条関係でございます。

(4)指定居宅介護支援事業の基本方針を規定するものです。4条関係でございます。

(5)指定居宅介護支援事業所ごとに介護支援専門員を1人以上置くこととし、そのうち常勤の介護支援専門員は、利用者数35人またはその端数につき1人とします。第5条関係でございます。

(6)指定居宅介護支援事業所ごとに常勤の管理者として、主任介護支援専門員を1人置くこととします。6条関係でございます。

(7)指定居宅介護支援事業者は、サービスの提供の開始に際して、運営規定の概要等重要事項の説明を行い、利用申込者の同意を得なければならないこととします。またその方法について規定します。第7条関係でございます。

次のページへ行きます。

(8)指定居宅介護支援事業者は、正当な理由なくサービスの提供を拒んではいけないこととします。第8条関係でございます。

(9)指定居宅介護支援事業者は、適切なサービスの提供が困難であるときは、他の事業者を紹介するなどの措置を講じなければならないこととします。第9条関係でございます。

(10)指定居宅介護支援事業者は、サービスの提供を求められた場合は、被保険者証によって受給資格等を確認することとします。第10条関係でございます。

(11)指定居宅介護支援事業者は、要介護認定に係る申請について、必要な援助を行わなければならないこととします。第11条関係でございます。

(12)指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員に、身分証を携行し提示するよう指導しなければならないこととします。第12条関係でございます。

(13)指定居宅介護支援事業者がサービスを提供した際の利用率について規定するものです。第13条関係でございます。

(14) 指定居宅介護支援事業者が利用料の支払いを受けた際は、当該利用料の額等を記載した証明書を利用者に対して交付しなければならないこととします。第14条関係でございます。

(15) 指定居宅介護支援事業者がサービスを提供する際に考慮すべきことを規定しています。第15条関係でございます。

(16) 介護支援専門員が居宅サービス計画を作成する際に留意すべき事項を規定しています。第16条関係でございます。

(17) 指定居宅介護支援事業者が居宅介護サービス費を利用者にかわって受領する際に、市または国民健康保険団体連合会に報告しなければならない事項を規定しています。第17条関係でございます。

次のページへ行きます。

(18) 指定居宅介護支援事業者が利用者に対し、直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付しなければならない場合を規定しています。第18条関係でございます。

(19) 利用者が正当な理由がなくサービスの利用に関する指示に従わず要介護状態の程度を悪化させた場合や偽り等により保険給付を受けた場合、指定居宅介護支援事業者は、その旨を市に通知しなければならないこととします。第19条関係でございます。

(20) 指定居宅介護支援事業所の管理者の業務を規定しています。第20条関係でございます。

(21) 運営規定に記載すべき内容を規定しています。第21条関係でございます。

(22) 指定居宅介護支援事業者が利用者に対し適切なサービスの提供を行うための勤務体制の確保について規定しています。第22条関係でございます。

(23) 指定居宅介護支援事業者が事業やサービスの提供を行うために必要な設備や備品の確保について規定しています。第23条関係でございます。

(24) 介護支援専門員の健康管理について規定しています。第24条関係でございます。

(25) 重要事項の掲示と周知について規定しています。第25条関係でございます。

(26) 利用者やその家族の秘密の保持等について規定しています。第26条関係でございます。

(27) 指定居宅介護支援事業者は、虚偽の広告や誇大広告をしてはならないことを規定しています。第27条関係でございます。

(28) 特定のサービス事業者のあっせんや他の事業者からの利益の収受を禁止する規定です。第28条関係でございます。

(29) 苦情への対応等について規定しています。第29条関係でございます。

次のページへ行きます。

(30) サービス提供により事故が発生した場合の対応について規定しています。第30条関係でございます。

(31) 指定居宅介護支援事業者は、事業所ごとに会計を区分しなければならないこととしております。第31条関係でございます。

(32) 指定居宅介護支援事業者が整備しておかなければならない記録について規定しています。

第32条関係でございます。

(33) 基準該当居宅介護支援事業についての準用規定を設けています。第33条関係でございます。

(34) この条例は、平成30年4月1日から施行します。ただし、居宅サービスに厚生労働大臣が定める基準以上の訪問介護の回数を位置づける場合の規定は、平成30年10月1日から施行します。附則第1項関係でございます。

(35) 平成33年3月31日までの間は、指定居宅介護支援事業所の管理者として介護支援専門員を置くことができることとしています。附則第2項関係でございます。

続きまして、27ページのほうへ行きます。

議第77号 下呂市介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例について。

下呂市介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。平成30年3月9日提出。

提案理由でございます。

指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準が改正され、当該条例が、従い、標準とし、参酌すべき基準が改められるため、当該条例の一部を改正するものでございます。

条例要綱にて説明させていただきますので、少し飛びますが、65ページをお願いいたします。

下呂市介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例要綱。

1. 改正理由。提案理由と同様でございますので省略いたします。

2. 概要。(1) 共生型地域密着型サービスに関する基準を加えます。目次、第1条、第5節関係でございます。

(2) 地域密着型サービスや共生型地域密着型サービスの定義を定めます。第2条関係でございます。

(3) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に置くオペレーターとなる要件のうち、サービス提供責任者であった期間の要件を緩和します。また、同一敷地内に指定短期入所生活介護事業所等があって、入所者等の処遇に支障がない場合は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に置くオペレーターは、常時兼務でよいこととし、同一敷地内にあるべき施設の一つとして介護医療院を加えます。第6条関係でございます。

(4) 夜間に限らず、随時対応サービスについては、複数の定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が密接な連携を図ることにより、一体的に利用者またはその家族等からの通報を受けることができることとします。第32条関係でございます。

(5) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者が、介護・医療連携推進会議に対してサービスの提供状況等を報告すべき頻度を減らします。また、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が所在する建物に居住する利用者以外にもサービスを提供しなければならないこととします。第

39条関係でございます。

次のページをお願いします。

(6) 指定夜間対応型訪問介護事業所に置くオペレーターとなる要件のうち、サービス提供責任者であった期間の要件を緩和します。第47条関係でございます。

(7) 指定療養通所介護事業所の利用定員を、9人以下から18人以下に改めます。第59条の25関係でございます。

(8) 字句を改めます。第59条の27、第59条の38関係でございます。

(9) 介護療養型医療施設を、平成30年4月1日以降6年間の間に介護医療院に順次移行していくこととなったため、介護医療院を加えます。また、サテライト型施設の本体施設が介護老人保健施設である場合に、サテライト型施設の職員を置かないことができる要件としての介護老人保健施設の職員に言語聴覚士を加えます。第61条、第82条から第84条、第103条、第111条、第112条、第125条、第130条、第151条、第153条、第193条関係でございます。

(10) ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、ユニットごとに入居者の数と共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の利用者の数の合計が1日当たり12人以下とすることとします。第65条関係でございます。

(11) これまで岐阜県条例で規定されていた居宅介護支援等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を、下呂市条例で定めることとなったため、引用条例を改めます。第93条関係でございます。

(12) 指定認知症対応型共同生活介護事業者が、身体的拘束等の適正化を図るために講じるべき措置を規定します。第117条関係でございます。

(13) 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者が、身体的拘束等の適正化を図るために講じるべき措置を規定します。第138条関係でございます。

(14) 指定地域密着型介護老人福祉施設が、身体的拘束等の適正化を図るために講じるべき措置を規定します。第157条、第182条関係でございます。

(15) 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者の病状に急変が生じた場合のために、あらかじめ緊急時等の対応方法を定めておかなければならないこととします。第165条の2関係でございます。

(16) 指定地域密着型介護老人福祉施設は、重要事項に関する規程として、緊急時等における対応方法を定めておかなければならないこととします。第168条、第186条関係でございます。

(17) サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の従業員の員数の基準を改めます。第191条関係でございます。

(18) サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理者は、本体事業所の管理者をもって充てることとします。第192条関係でございます。

(19) サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録定員を18人以下と、通いサービスの利用定員を12人までと、宿泊サービスの利用定員を6人までとします。第194条関係でござ

ございます。

(20) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が診療所である場合、診療所の病床と宿泊室を兼用することができることとします。第195条関係でございます。

(21) 病院または診療所の病床の転換に係る経過措置を、6年間延長します。また、転換後の介護老人保健施設、介護医療院または病院もしくは診療所に併設される指定地域密着型特定施設の人員及び設備について、併設する介護老人保健施設、介護医療院または病院もしくは診療所の人員及び設備を代用できる等の規定を設けます。制定附則関係でございます。

(22) この条例は、平成30年4月1日から施行します。附則関係でございます。

続きまして68ページでございます。

議第78号 下呂市介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例について。

下呂市介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。平成30年3月9日提出。

提案理由でございます。

指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準が改正され、当該条例が、従い、標準とし、参酌すべき基準が改められるため、当該条例の一部を改正するものでございます。

条例要綱にて説明をさせていただきますので、75ページをお願いいたします。

1. 改正理由。提案理由と同様でございますので省略いたします。

2. 概要。(1) 介護療養型医療施設を、平成30年4月1日以降6年間の間に介護医療院に順次移行していくこととなったため、介護医療院を加えます。第5条、第44条から第46条、第60条、第72条、第73条、第83条関係でございます。

(2) ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、ユニットごとに入居者の数と共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の利用者の数の合計が1日当たり12人以下とすることとします。第9条関係でございます。

(3) 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者が、身体的拘束等の適正化を図るために講じるべき措置を規定します。第78条関係でございます。

(4) この条例は、平成30年4月1日から施行します。附則関係でございます。

次のページをお願いいたします。

議第79号 下呂市介護保険法に基づく指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例について。

下呂市介護保険法に基づく指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援

等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。平成30年3月9日提出。

提案理由でございます。

指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準が改正され、当該条例が、従い、標準とし、参酌すべき基準が改められるため、当該条例の一部を改正するものでございます。

条例要綱にて説明をさせていただきますので、82ページをお願いいたします。

1. 改正理由でございます。改正理由については、提案理由と同様でございますので省略いたします。

2. 概要。(1)指定介護予防支援事業者が事業の運営に当たって連携に努めなければならない者に、指定特定相談支援事業者を加えます。第2条関係でございます。

(2)指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供を開始する際は、利用者が複数の指定介護予防サービス事業者等を紹介するよう求めることができることを説明し、利用者が入院した場合は、当該職員の氏名及び連絡先を医療機関へ伝えるよう求めなければならないこととします。第5条関係でございます。

(3)サービス担当者会議は、利用者及びその家族の参加を基本とすることを規定します。また、担当職員は、利用者の服薬状況等を利用者の同意を得て、医師等に提供するものとし、医師等の意見を求めて介護予防サービス計画を作成した場合には、当該医師等に当該介護予防サービス計画を交付しなければならないこととします。第31条関係でございます。

(4)この条例は、平成30年4月1日から施行します。附則関係でございます。

以上でございます。4議案につきまして御審議のほどよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

○議長（伊藤巖悟君）

これより、本4件に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

議第76号から議第79号までの上程4議案については、お手元に配付しております付託表のとおり所管の常任委員会に付託をいたします。

◎散会の宣告

○議長（伊藤巖悟君）

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

明日10日から21日までは委員会等開催のため休会といたします。

次の会議は、3月22日午前10時より本会議となります。
本日はこれで散会いたします。御苦労さまでした。

午後2時59分 散会

以上会議の次第を記載し、その相違ないことを証するためここに署名する。

平成30年3月9日

議 長 伊 藤 嚴 悟

署名議員 5番 今 井 政 嘉

署名議員 6番 各 務 吉 則

